

ご挨拶

大刀洗町では、平成 28 年 3 月に策定した大刀洗町地域福祉計画及び大刀洗町地域福祉活動計画に基づき、「支えあい 助けあうまち 大刀洗」を基本理念に、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまち」を目指して地域づくりを進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化の進展や高齢者のみ世帯の増加に伴い、地域や家族における「つながり」が希薄化する中、昨年からのコロナ禍は、人との接触機会を更に減少させ、困りごとを誰にも相談できないまま抱えている人を増加させています。また、自然災害が頻発する中、災害時における要支援者への支援体制の構築は喫緊の課題です。



このような中、地域コミュニティの重要性が再認識されるとともに、高齢者や子育て中の人、障がいのある人と、制度・分野ごとの「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や団体が「我が事」として、「丸ごと」つながることで、支えあいながら地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現がますます求められています。

これらを踏まえ、「地域を中心とした支えあう仕組みづくり」を重点プロジェクトとして、町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体化させた第 2 期計画を策定しました。今後、本計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、より一層支えあいの地域づくりを推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査やインタビュー調査にご協力いただきました皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

大刀洗町長 中山 哲志

ご挨拶

近年我が国においては、急速な少子高齢化、ライフスタイルの変化による家族形態の多様化、度重なる自然災害、経済状況の影響による困窮者の増加など、私たちを取り巻く状況は日々変化しています。そのため、世帯の中で介護・障がい・児童・生活困窮と言った、今まで表面化していなかった生活課題を複合的に抱える世帯が増えてきています。このような困りごとを抱えた世帯はこの大刀洗町においても間違いなく存在します。また、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により地域活動が減少し、近所づきあいや地域の関係が希薄となったことで、制度や地域から外れてしまう方が増加することが懸念されています。



今日、公的な制度やそれに伴う福祉サービスは充実しつつあります。ただし、全ての困りごとを抱えた人たちに制度やサービスがあてはまるわけではなく、そこから外れてしまう方々を支えることができるのは、住民や専門機関や行政と言った「地域」ではないでしょうか。

この「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、住民・地域・関係機関・行政による第1期計画から続く活動の積み重ねを継続し、誰もが安心して大刀洗町に住み続けることができるよう、各々の立場で「出来ること」を紡ぎ合わせたことで、今必要な行動や協働を明文化した計画となっています。

今後、この計画に記載されたことを実現していくためには、住民の皆様や関係機関、行政が、この計画を共有しそれぞれが協働しながら実践していくことが重要となります。社会福祉協議会といたしましても、皆様とともに地域福祉を進めてまいりたいと考えておりますので、計画の実現に向け、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の作成にあたり、貴重なご意見・ご支援を賜りました大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、住民アンケート・団体アンケート・関係団体インタビュー等、ご協力いただきました住民の皆様、各種団体、福祉事業所の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

大刀洗町社会福祉協議会 会長 柳 好

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉計画の考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉の考え方	3
3 計画策定の背景	4
第2節 計画の策定について	7
1 計画の位置づけ・期間	7
2 計画の策定方法・体制	9

第2章 大刀洗町の現状

第1節 人口・世帯等の状況	12
1 人口の状況	12
2 世帯の状況	14
第2節 支援を必要とする人の状況	15
1 高齢者の状況	15
2 障がいがある人の状況	16
3 生活困窮者等の状況	18
第3節 社会資源の状況	20
1 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況	20
2 福祉活動に関わる人たちの状況	21
第4節 各種調査結果の概要	24
1 各種調査の実施概要	24
2 各種調査結果に基づいた課題の整理	26

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	38
第2節 基本目標	39
1 3つの基本目標	39
2 重点プロジェクト	40
第3節 取り組みの体系	41

第4章 取り組みと役割分担

【基本目標1】住民のつながりによる地域づくり

1. 身近な地域での支えあいの充実.....	46
ア 身近な助けあいやコミュニケーションの促進.....	46
イ 災害から命を守るための支えあいの促進.....	48
2. 地域での参加機会の充実.....	50
ウ 地域活動や行事の活性化.....	50
エ 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実.....	52
オ ボランティア活動の活性化.....	54
カ 地域生活課題を学ぶ場の充実.....	56
3. 地域での情報共有の充実.....	58
キ 多様な主体による情報交換や共有.....	58

【基本目標2】困っている人に寄りそう環境づくり

1. 相談支援の充実.....	60
ク 相談を包括的に受け止める体制の充実.....	60
ケ 福祉サービスについての情報提供の充実.....	62
コ 身近な地域で気軽に相談できる環境づくり.....	64
2. 安心・安全を確保する支援の充実.....	66
サ 虐待防止のための支援の強化.....	66
シ 認知症高齢者を支える地域づくり.....	68
ス 人権についての啓発と権利擁護の推進.....	70

【基本目標3】連携した支援ができる体制づくり

1. 地域での福祉サービスの充実.....	72
セ 福祉サービスの充実.....	72
ソ 福祉に携わる人材の確保・育成.....	74
2. 多様な機関との連携体制の構築.....	76
タ 関係機関との連携体制の強化.....	76
チ 多様な地域資源との連携による福祉サービスの向上.....	78

【重点プロジェクト】地域を中心とした支えあう仕組みづくり.....	80
-----------------------------------	----

第5章 町・社会福祉協議会が取り組む主な事業・活動

【基本目標1】住民のつながりによる地域づくり.....	84
1 町の事業・活動.....	84
2 社会福祉協議会の事業・活動.....	85
【基本目標2】困っている人に寄りそう環境づくり.....	90
1 町の事業・活動.....	90
2 社会福祉協議会の事業・活動.....	93
【基本目標3】連携した支援ができる体制づくり.....	96
1 町の事業・活動.....	96
2 社会福祉協議会の事業・活動.....	97

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制と進行管理.....	102
1 協働による計画の推進.....	102
2 計画の進行管理.....	102

資料編

1 大刀洗町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	104
2 大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	105
3 大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	106
4 計画策定の経過.....	107
5 町の事業・活動一覧.....	108
6 社会福祉協議会の事業・活動一覧.....	110
7 用語解説.....	112

第1章

計画の策定にあたって

第1節 地域福祉計画の考え方

第2節 計画の策定について

第1章
第1節

地域福祉計画の考え方

1 計画策定の趣旨

大刀洗町においては、地域福祉の更なる推進に向けて、平成28年に「大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。第1期計画では、「支えあい 助けあうまち 大刀洗」を基本理念に掲げ、ともに支えあう地域社会の実現に向けて、取り組みを進めてきました。

全国的に少子高齢化が進む中、世帯や家族のあり方も大きく変化し、住民の価値観・ライフスタイルの多様化により、地域社会における支えあいの機能の低下や、住民同士の関係性の希薄化が危惧されています。

また、子育て世代、高齢者、障がい者・児に対する分野別の支援だけでは対応が困難な、「制度の狭間」や「複雑化・複合化した課題」が増加することが懸念されています。そういった中、国は「ニッポン一億総活躍プラン」において全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げました。その「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決するための仕組みづくりや、包括的な相談支援体制の整備が進められています。

大刀洗町においても、「地域共生社会」の実現に向け、行政区において区長や民生委員等で構成される「小地域協議会」が地域での見守りや支えあいの核となり、地域住民はもちろん、行政・社協・福祉事業所等が協働して地域福祉の推進を図ってきました。また、社協においても「総合相談窓口『せいかつ☆ふくし相談窓口』」を設置し、住民の地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備を進めています。

「第1期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間満了を迎えたことから、第1期計画からの地域福祉の理念を継承しつつ、地域社会を取り巻く環境の変化や、それに伴う新たな地域生活課題に対応していくため、国の動向を含めた上で大刀洗町における地域福祉活動をより充実させることを目的に、「第2期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を新たな計画として策定します。

2 地域福祉の考え方

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢に関係なく、お互いに支えあい、助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるような地域社会を皆で築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支えあう地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所等が行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

法律においても、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士の互いの支えあい・助けあいによる支えと、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

地域福祉を推進する上で必要な視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」があります。

身近な地域生活課題に対しては、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、隣近所に住む人たちや友人等の身近な人間関係の中での支えあい・助けあい（互助）で解決していくことが必要となってきます。

また、地域生活課題が複雑化・多様化する中で、地域活動を行う人たちや地域の事業所、社会福祉協議会等が連携し、それぞれの役割や特性を活かして課題解決を目指していくこと（共助）の重要性が、ますます高まっています。

そういった中で、町は公的な制度による福祉サービスの整備を行うとともに、住民や地域が主体となる自助・互助・共助を支援していくこと（公助）が求められます。

このような「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を踏まえ、住民・地域・福祉関連団体・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携し、地域福祉を推進することが今後重要となってきています。



■ 「自助」「互助」「共助」「公助」のとらえ方

自助 個人や家族による支えあい・助けあい（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助 身近な人間関係の中での自発的に活動する支えあい・助けあい（近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支えあい、助けあう）

共助 地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に活動する支えあい・助けあい（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域社会全体で支えあい、助けあう）

公助 保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え（行政でなければできないことは、行政がする）

3 計画策定の背景

（1）福祉をめぐる全国的な動向

国では、平成12年の「社会福祉法」改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、「地域福祉計画」の策定が規定されました。また、公的な福祉サービスについても、同年の介護保険法の施行以降、高齢者・子ども・障がい者など、対象者ごとに法制度が整備されました。これにより、当事者の選択で福祉サービスを利用する仕組みが浸透してきました。

その後、少子高齢化やそれに伴う地域社会の変化、地域生活課題の複雑化・多様化に対応するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が平成27年に取りまとめられました。その内容として、誰もが年齢や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）という視点が示されています。その実現に向け、分野をまたいだ包括的な相談支援の実施や、福祉サービスを総合的に提供できる仕組みづくりの推進などが必要とされました。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、上記のビジョンの内容を受けて「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。その後、地域共生社会の実現に向け、住民が主体となって地域生活課題を解決できる体制の強化を目指し、同年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。

平成29年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部

を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正されました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、「地域福祉計画の充実」を図るために、地域福祉計画を各福祉計画の上位計画として位置づけることも示されています。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。この改正では、課題を抱える地域住民に対する重層的な支援体制を整備することを目的とした、「重層的支援体制整備事業」の実施を目指すことが記載されています。

(2) 「地域共生社会」の実現

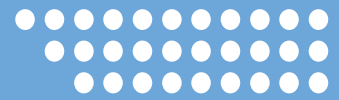
「地域共生社会」とは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が、住み慣れた地域の中で暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域社会を意味します。

「地域共生社会」を実現するために、福祉を「支え手」側と「受け手」側に線引きし、分けて考えるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みを構築することが必要とされています。

(3) 包括的な支援体制の整備

近年、地域住民が生活上で抱える課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、社会的孤立など、多岐に及んでいます。また、こういった課題を複数同時に抱えることで、課題を抱える本人の状況がより深刻化してしまうことが懸念されます。

そういった状況を受け、現在、国は「包括的な支援体制の整備」を進めています。「包括的な支援体制の整備」とは、複雑化・複合化した課題や、サービスにつながりにくい課題を抱える住民を地域全体で支えていくため、これまで分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、解決していくことができる支援体制を構築することです。



社会福祉法第106条においては、

- ①「住民に身近な圏域」（行政区等）において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ②「住民に身近な圏域」（行政区等）において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

の3つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することが定められています。

（４）重層的な支援体制の構築

「包括的な支援体制の整備」をより推進するため、国は「重層的な支援体制の構築」を進めています。

「重層的な支援体制の構築」とは、

- ①「相談支援」…本人・世帯の特徴に関わらず受け止める相談支援
- ②「参加支援」…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③「地域づくりに向けた支援」…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

の3つの取り組みを一体的に実施することで、本人と支援者、地域住民との継続的な関係性によるセーフティネットを強化することを指します。

これらを実施することにより、個人や世帯が抱える課題に対する住民の気づきや見えあい、相談支援へのつながりが促進され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する体制を強化することにつながります。

第1章 第2節

計画の策定について

1 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の役割

■ 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、平成29年の社会福祉法改正において、地域福祉計画を「高齢者の福祉・障がい者の福祉・児童の福祉その他の福祉の各分野の個別計画に対する上位計画」として位置づけることが示されました。

第2期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画についても、各福祉分野の個別計画に対する上位計画として位置づけることで、各福祉分野との連携の強化と効果的な福祉の推進を図ります。

■ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■ 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、住民やボランティア団体、福祉事業所等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

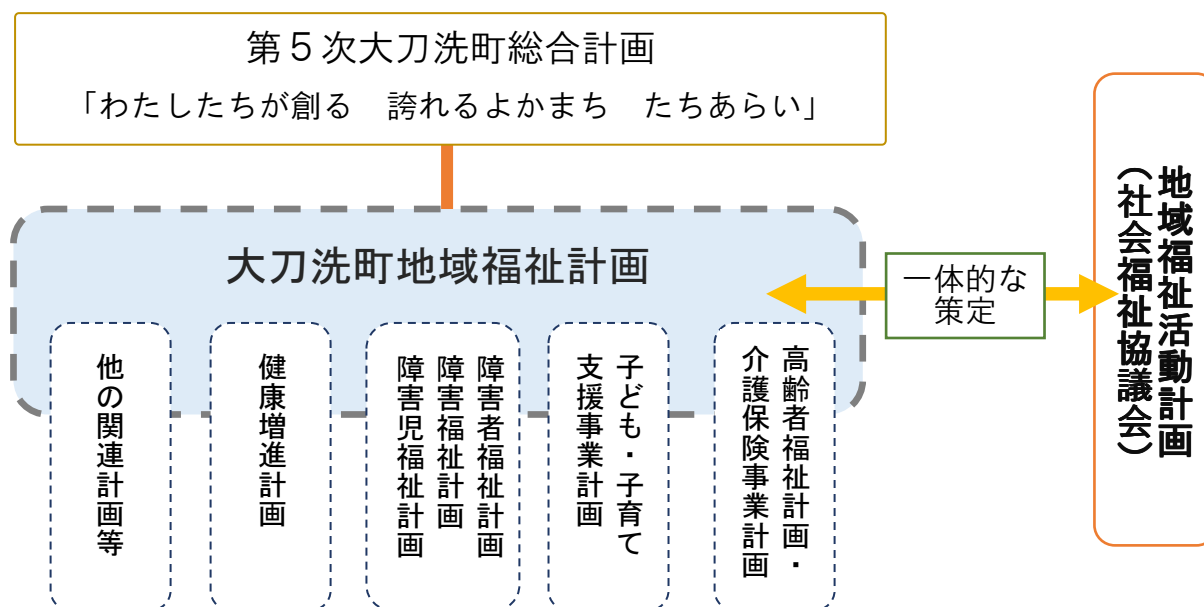


(2) 計画の位置づけ

第2期大刀洗町地域福祉計画は、大刀洗町における各福祉分野の個別計画に対する上位計画として位置づけられ、町の福祉全般における方向性を示すものです。

また、地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的を持つものです。

このような考え方にに基づき、大刀洗町及び大刀洗町社会福祉協議会では、住民が、身近な地域社会でお互いに支えあう仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

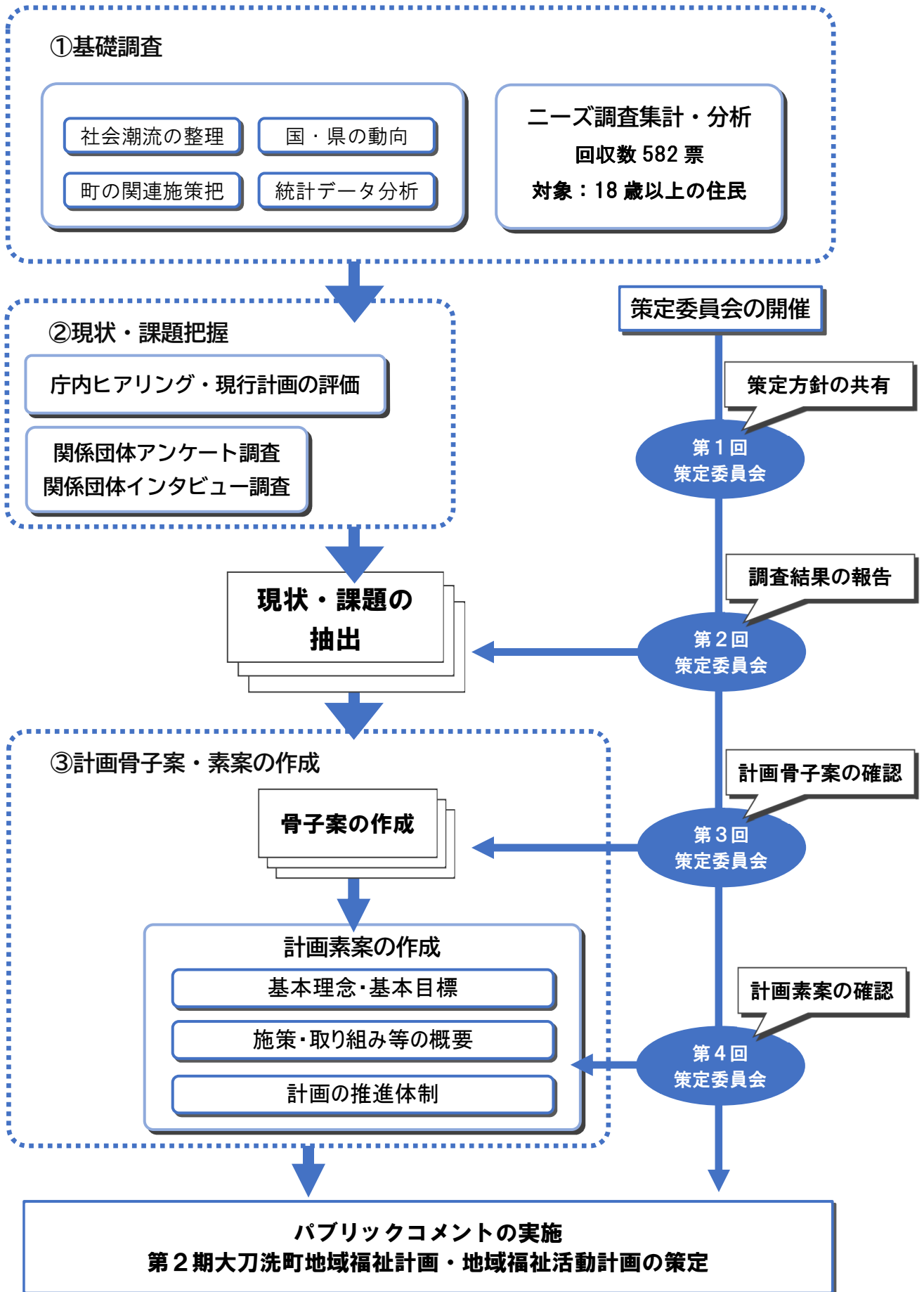


(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
大刀洗町総合計画	第5次							
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第2期 (本計画)					第3期		
子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期			
障害者福祉計画	第2次			第3次				
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 第2期			第7期 第3期		第8期 第4期		

2 計画の策定方法・体制



第2章

大刀洗町の現状

- 第1節 人口・世帯等の状況
- 第2節 支援を必要とする人の状況
- 第3節 社会資源の状況
- 第4節 各種調査結果の概要


 第2章
第1節

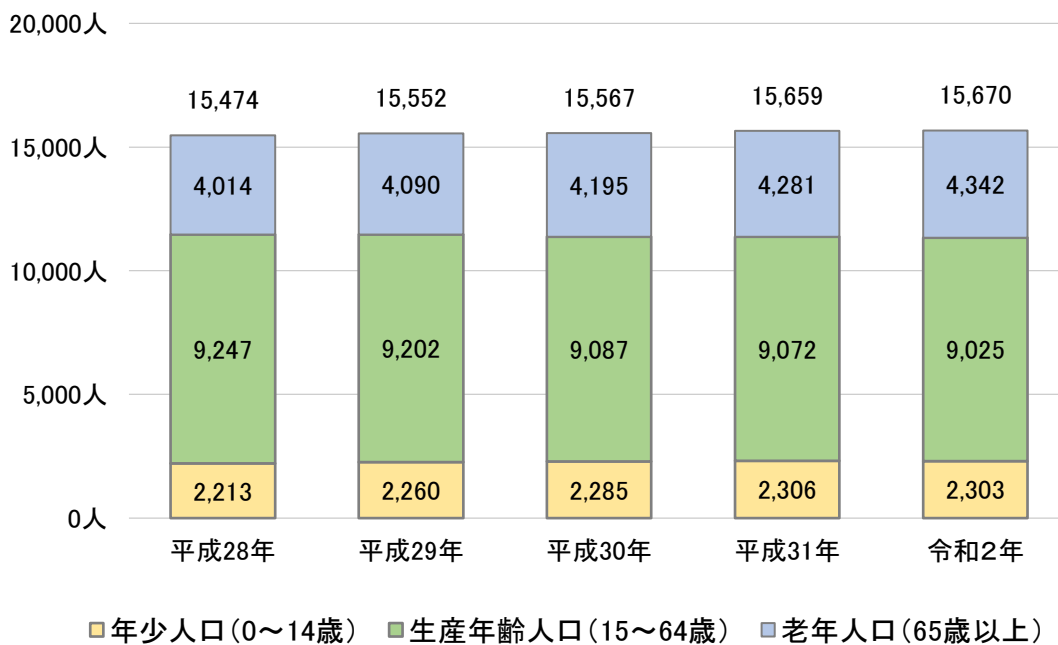
人口・世帯等の状況

1 人口の状況

(1) 年齢三区分別人口の推移

大刀洗町の総人口は、平成28年から令和2年にかけて、15,474人から15,670人へと196人増加しています。

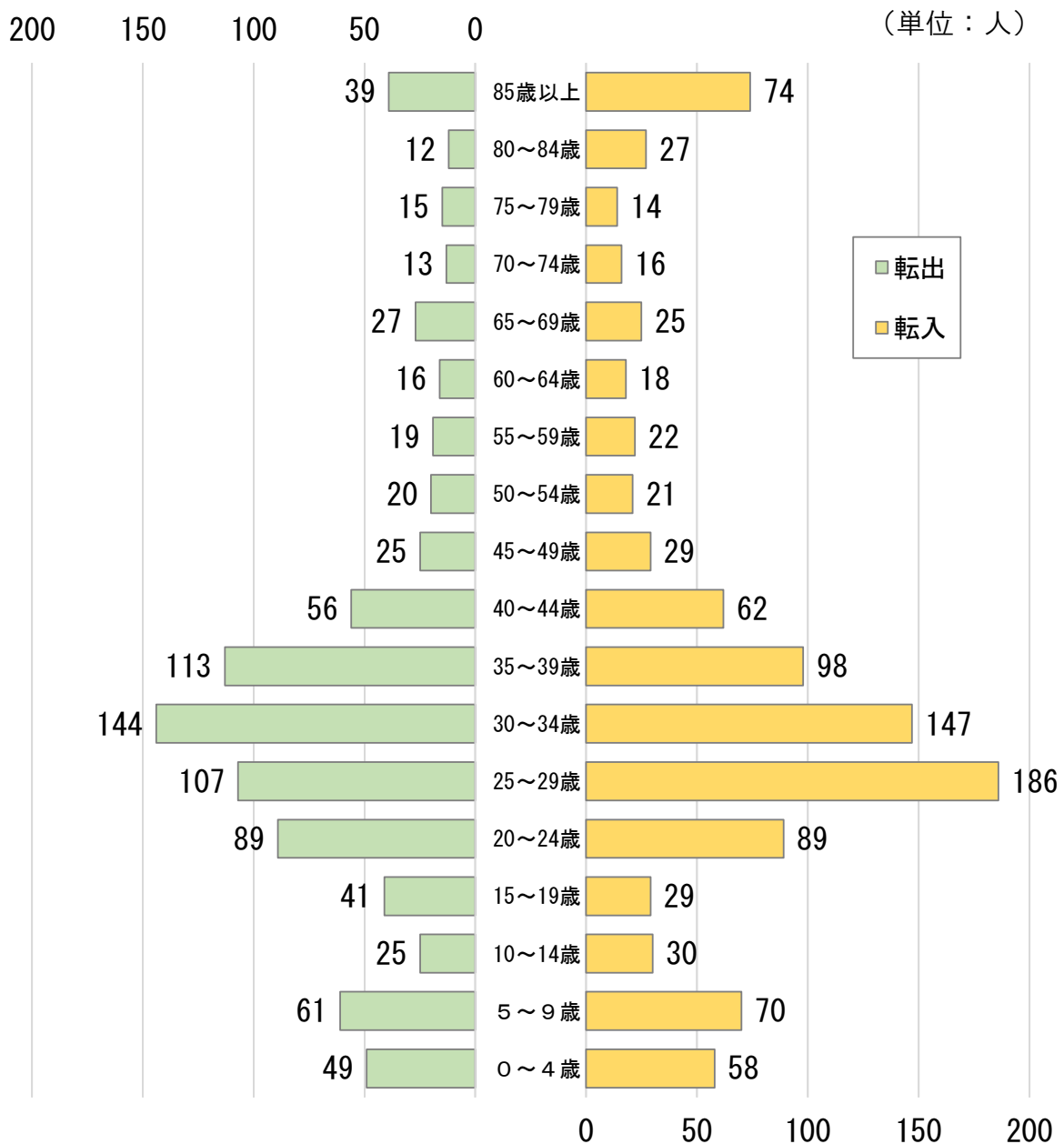
年齢三区分別にみると、生産年齢人口が減少している一方で、年少人口、老年人口は増加傾向にあり、老年人口は平成28年から令和2年にかけて4,014人から4,342人へと328人、年少人口は2,213人から2,303人へと90人増加しています。



資料：住民課（各年4月1日現在）

(2) 転出入の状況

平成27年時点の転出入の状況について、20歳代～30歳代の働き盛り・子育て世代の転入・転出が多くみられます。25～29歳は、約80名の転入超過となっています。



資料：国勢調査（平成27年）



2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本町の一般世帯数は、平成7年から平成27年にかけて、3,718世帯から4,980世帯へと1,262世帯増加しています。特に、核家族世帯数の増加が顕著であり、平成7年から平成27年にかけて、1,991世帯から3,009世帯へと1,018世帯増加しています。

また、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者ひとり暮らしの世帯の増加も顕著にみられます。

単位：世帯

	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
一般世帯数	3,718	4,091	4,423	4,774	4,980
親族世帯数	3,331	3,593	3,772	3,896	3,969
核家族世帯数	1,991	2,288	2,567	2,794	3,009
夫婦のみ	462	604	698	838	998
うち、高齢者夫婦のみ	186	251	326	440	566
夫婦と子ども	1,263	1,369	1,502	1,516	1,549
男親と子ども	47	48	58	84	83
女親と子ども	219	267	309	356	379
その他の親族世帯数	1,340	1,305	1,205	1,102	960
非親族世帯数	5	7	28	38	53
単独世帯数	382	491	623	840	958
うち、高齢者ひとり暮らし	134	170	228	270	337

資料：国勢調査（平成27年）

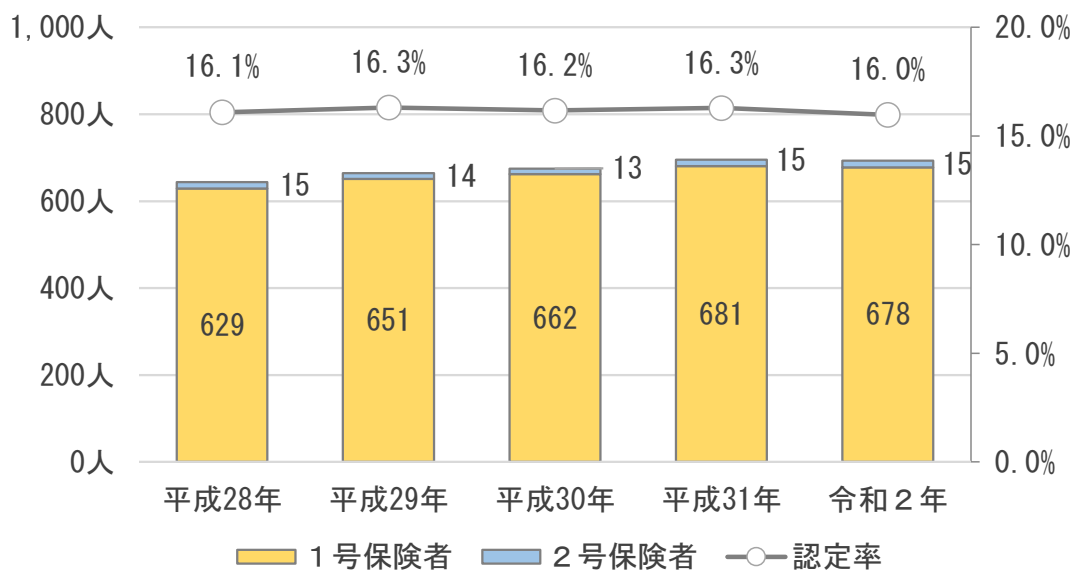
第2章
第2節

支援を必要とする人の状況

1 高齢者の状況

(1) 介護保険認定者数の推移

介護保険認定者（1号保険者）数は、平成28年の629人であったのが年々増加し、令和2年には678人となっています。認定率をみると、認定者数が年々増加するのと同時に、町全体の人口も増加している傾向にあることから、約16%で横ばいとなっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）



2 障がいがある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数をみると、平成28年から平成30年にかけて、661人から639人へと減少したものの、翌年には664人まで増加し、令和2年には656人となっています。

障がい種別にみると、肢体不自由が半数近くを占める他、心臓機能障害やじん臓機能障害等、外見からは判断が難しい内部障がいの割合が増加傾向にあります。

単位：人		平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
合計		661	656	639	664	656
年代別	18歳未満	13	13	11	8	9
	18歳以上	648	643	628	656	647
障がい 程度別	1級	208	210	203	216	217
	2級	103	98	97	96	87
	3級	105	108	102	100	98
	4級	152	148	149	158	160
	5級	55	55	50	49	47
	6級	38	37	38	45	47
障がい 種別	視覚障がい	52	54	49	49	50
	聴覚・平衡機能障がい	59	61	61	65	63
	音声・言語・そしゃく機能 障がい	8	10	9	8	7
	肢体不自由	364	350	341	340	326
	内部障がい	178	181	179	202	210

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、平成28年から令和2年にかけて、138人から164人へと26人増加しています。

障がい程度別にみると、重度を表す療育手帳Aはおおむね70人前後で推移している一方、中・軽度を表す療育手帳Bは67人から96人へと29人増加しています。

単位：人		平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
合計		137	141	151	158	164
年代別	18歳未満	43	47	45	47	51
	18歳以上	94	94	106	111	113
障がい程度別	A（重度）	70	69	70	67	68
	B（中・軽度）	67	72	81	91	96

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年から令和2年にかけて、60人から94人へと34人増加しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成28年から令和2年にかけて176人から218人と42人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人		平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
合計		60	66	67	79	94
障がい程度別	1級	3	3	1	5	5
	2級	44	45	46	48	55
	3級	13	18	20	26	34

資料：福祉課（各年4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

単位：人	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
自立支援医療（精神通院医療） 受給者数	176	155	201	212	218

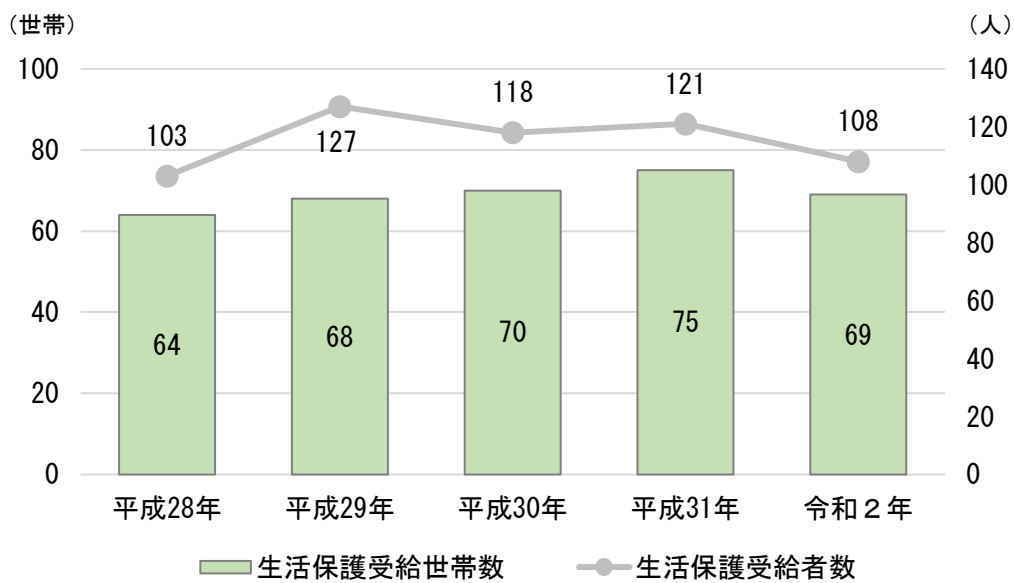
資料：福祉課（各年4月1日現在）



3 生活困窮者等の状況

(1) 生活保護受給世帯数・受給者数の推移

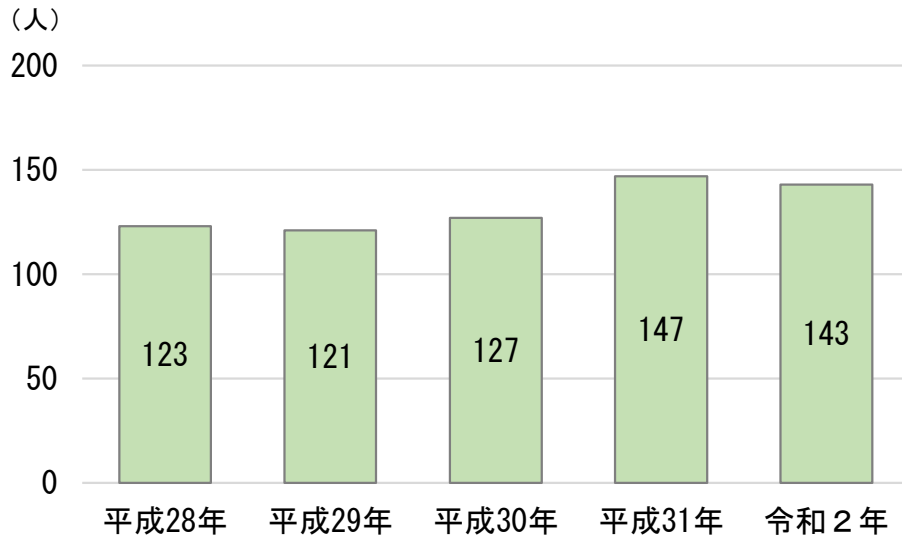
生活保護受給世帯数の推移をみると、平成28年から令和2年にかけて、64世帯から69世帯へとわずかに増加傾向にある一方、平成31年から令和2年には6世帯減少しています。また、生活保護受給者数の推移をみると、平成28年から平成29年には103人から127人へと24人増加したものの、翌年には9人減少しており、令和2年には108人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

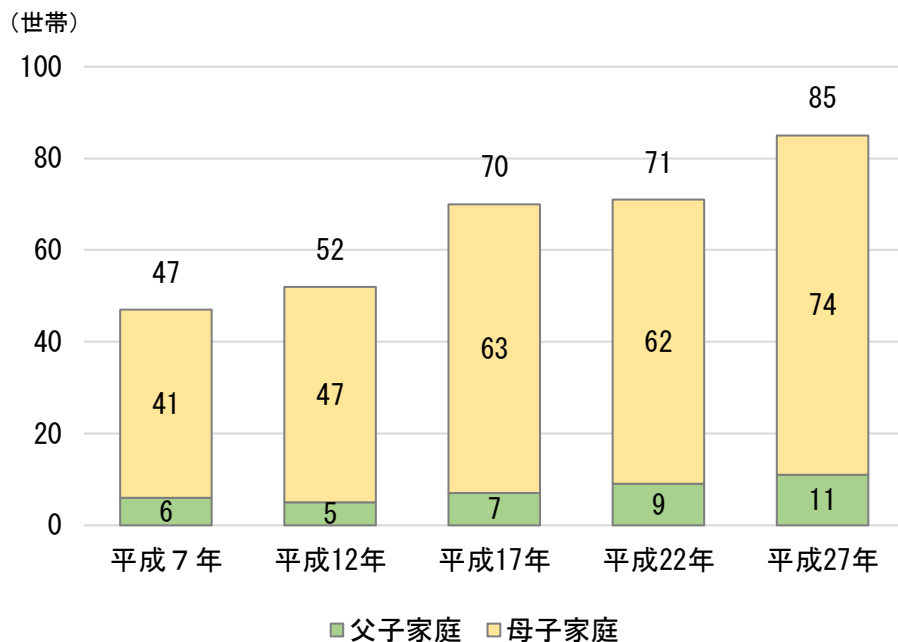
児童扶養手当受給者数の推移をみると、平成28年から令和2年にかけて123人から143人へと20人増加しています。



資料：住民課（各年4月1日現在）

(3) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移についてみると、父子家庭、母子家庭ともに増加傾向にあります。中でも母子家庭は、平成7年から平成27年にかけて、41世帯から74世帯へと33世帯増加しています。



資料：国勢調査（平成27年）


 第2章
第3節

社会資源の状況

1 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況

大刀洗町に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

(1) 高齢者福祉・介護分野

施設・事業所	箇所数
有料老人ホーム（住宅型）	5
養護老人ホーム	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	3
通所介護（デイサービス）事業所	8
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	3
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	3
居宅介護支援事業所	2
小規模多機能型居宅介護	2
地域包括支援センター	1
訪問看護	1

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

(2) 児童福祉・子育て支援分野

施設・事業所	箇所数
乳児院	1
児童養護施設	1
障害児入所施設	2
認可保育所（園）	5
小学校	4
中学校	1
子育て支援センター	1
学童保育所	6
病後児保育センター	1

資料：子ども課（令和2年4月1日現在）

(3) 障がい福祉分野

施設・事業所	箇所数
施設入所支援	3
共同生活援助（グループホーム）事業所	1
居宅介護事業所	0
生活介護事業所	5
療養介護事業所	1
就労継続支援（B型）事業所	2
短期入所（ショートステイ）事業所	4
放課後等デイサービス	2
保育所等訪問支援	1
相談支援事業所	3

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

2 福祉活動に関わる人たちの状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、町民の中から選ばれ、県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下のとおりです。

- 町民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- 関係行政機関等の業務に協力すること

■民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員
40人（うち主任児童委員4人）

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）



(2) 小地域協議会・福祉協力員

社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者等、困ったときに支援が必要な人たちが、孤立せず安心した生活を送れるよう、地域全体で互いに気づき、見守り、支えあう関係づくりのため、「要援護者見守りネットワーク」の活動を進めています。この活動は、地域を中心に、行政や関係機関が連携し、町全体で普段から顔の見える関係づくりや災害時の見守り体制の充実を目指しています。

「小地域協議会」は行政区単位に設置され、それぞれの地区の実情に応じた内容と方法で要援護者見守りネットワークの活動を進めています。区長、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、福祉協力員等から構成されたメンバーが日々の活動の中で気づいた地域の様子を共有するとともに、見守りの対象となる人が安心して暮らせるように、対象者に変化や困りごとがあれば、支援体制を整え、必要に応じて専門機関へつなぐ組織です。

「福祉協力員」は、要援護者見守りネットワークでの見守り活動のメンバーとして活躍し、区長の推薦により選出され、社会福祉協議会会長が委嘱します。普段の生活の中でのさりげない見守りや声かけ等、地域の実情に応じた福祉活動に協力してもらうとともに、行政区単位で開催されているミニデイサービスでも活躍しています。

■小地域協議会メンバー数及び福祉協力員数（令和2年度時点）

小地域協議会メンバー	福祉協力員
469人	121人

※全行政区の合計数

資料：大刀洗町社会福祉協議会

(3) 高齢者相互支援活動員

高齢者相互支援活動員は、老人クラブ活動の一環として、支援を必要とする高齢者の家庭を定期的に訪問し、安否確認、家事支援、対話、福祉サービスの情報提供等の実践活動を行うため、単位老人クラブごとに配置され、活動を進めています。この活動は、福岡県老人クラブ連合会が推進している「福岡県高齢者ネットワーク推進事業（愛の一声・友愛訪問事業）」の中に位置づけられており、支援の対象となる人は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、家族がいても昼間援助が必要な高齢者等です。

■老人クラブ会員数及び高齢者相互支援活動員数（令和2年度時点）

老人クラブ会員	高齢者相互支援活動員
1,723 人	51 人

※全行政区の合計数

資料：大刀洗町社会福祉協議会

（４）ボランティア活動団体

町では、福祉活動のみならず、スポーツや文化芸術活動、環境活動、まちづくり活動等の分野でボランティア団体が活動しています。その中で、社会福祉協議会と連携を図りながら活動を進めているボランティア団体は、以下のとおりです。

団体名	活動内容
配食ボランティア青い鳥	高齢者だけの世帯、障がい者世帯等を対象に、お弁当（夕食）を作って配達することで見守り活動に協力
大堰アンビシャス広場ボランティア	大堰アンビシャス広場で子どもの居場所づくり（ソーラン節・将棋・お茶・フラダンス・料理 他、子どもたちの活動を支援）
青い鳥文庫	読み聞かせ・おはなし会
ナレーションサークル風	視覚障がい者に広報たちあらい等のCDの提供、子どもから高齢者までを対象にしたおはなし会・朗読会、朗読指導
ステージオペレーター	ステージボランティア（音響・照明・舞台）
スマイル	ボランティア情報誌ちよぼらの編集
たけのこクラブ	廃品回収・美化活動等
いきいき幸せ大刀洗の会 ひと花咲かせ隊	花植え・仲間づくり
あすなる会	折り紙
大刀洗町子ども見守り隊	登下校中の子どもの見守り活動
折り鶴会	施設等で利用者と折り紙・絵画等を創作し、交流する活動
ちゃお ²	子育て支援ボランティア
お話ほっとたいむ	読み聞かせ・おはなし会
はりねずみの会	布絵本づくり
愛の灯会	面会ボランティア
凸凹の会	視覚障がい者へ点訳の提供
アルエット	オカリナ演奏

資料：大刀洗町社会福祉協議会


 第2章
第4節

各種調査結果の概要

1 各種調査の実施概要

(1) 町民アンケート調査

町民の福祉に対する意識や、地域活動への参加状況などの実態を把握するために実施。

- ・調査地域 : 大刀洗町全域
- ・調査対象者 : 大刀洗町在住の18歳以上1,500名を無作為抽出
- ・調査期間 : 令和2年3月～
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収

■ アンケートの配布・回収結果

配布数	転出等 不到達数	実質 配布数	有効 回収票数	有効 回収率
1,500	75	1,425	582	40.8%

■ 年代別のアンケート回答率（年代別の配布数に対する回答数の比率）

年代	回答率
～20歳代	16.2%
30歳代	26.4%
40歳代	39.4%
50歳代	37.8%
60歳代	53.2%
70歳代	66.1%
80歳代	58.6%
90歳以上	33.3%

(2) 関係団体アンケート調査

地域福祉活動の現場で活躍している活動者や福祉サービス事業者を対象に、現状や課題、今後取り組んでいきたいこと等を把握するために実施。

- ・調査対象者 : 下記リストを参考
- ・調査期間 : 令和2年9月～10月
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収

区分	調査対象団体・組織	
地域福祉分野	ボランティア団体	主任児童委員
	区長	老人クラブ
	民生委員・児童委員	障がい者支援団体
高齢者福祉分野	居宅介護サービス事業所	居宅介護支援事業所
	施設介護サービス事業所	地域包括支援センター
	地域密着型サービス事業所	
障がい福祉分野	日中活動系サービス事業所	相談系サービス事業所
	施設系サービス事業所	障がい児入所系サービス事業所
	居住系サービス事業所	訓練系・就労系サービス事業所
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所	
子ども・子育て分野	保育所、認定こども園	児童養護施設
	子育て支援センター	学童保育所
商工・まちづくり分野	大刀洗町商工会	商工会に所属する事業所等

(3) 関係団体インタビュー調査

関係団体アンケート調査にご回答いただいた方のうち、インタビューにご協力いただける旨をご返答いただいた方に対し、地域福祉に関して広くお伺いするインタビューを実施。

- ・調査日程：下記の日程にて、計3回に分けて実施

第1回	実施日程：令和2年11月25日 参加者：9名
第2回	実施日程：令和2年11月26日 参加者：7名
第3回	実施日程：令和2年11月26日 参加者：8名



2 各種調査結果に基づいた課題の整理

(1) 地域のつながりについて



隣近所での支えあいをより充実させることが重要



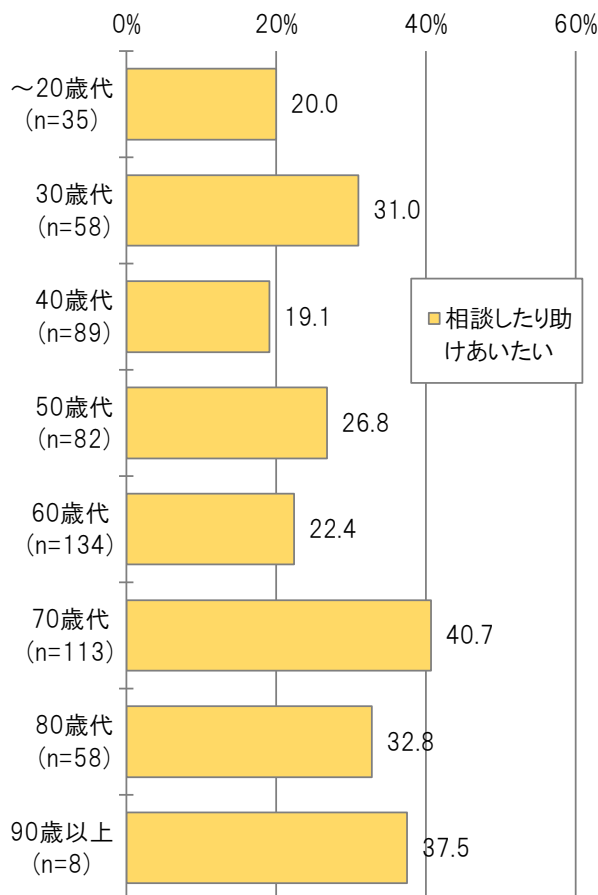
▶ 町民アンケートでは…

- 【グラフ①】「近所づきあいについてどう思いますか。」という問いに対し、「相談したり助けあいたい」と回答した人の割合は、20歳代・40歳代・60歳代で比較的低くなっている。
- 【グラフ②】「近所に困っている人がいたら、あなたはどうしますか。」という問いについて、「手伝えない」人の回答をみると、60歳代以上になると、「手伝いたいけど難しい」が高くなり、若い世代になると「何をしたらよいかわからない」が高くなっている。

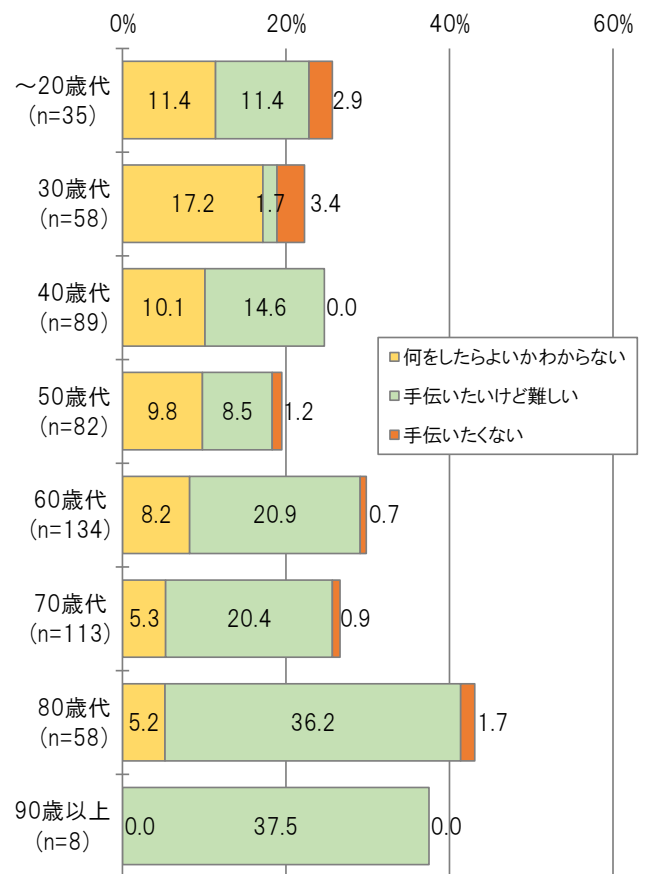
■ 【グラフ①】「近所づきあいについてどう思いますか。」

■ 【グラフ②】「近所に困っている人がいたら、あなたはどうしますか。」

〈単数回答〉



〈単数回答〉



▶ 関係団体アンケート・インタビュー調査では…



区長
民生委員・
児童委員
からは…

- 隣近所の付き合いが希薄化していることが課題である。特に、大刀洗町は子育て世帯の数が多くなってきているが、そういった世帯との日常的な関わりが少なく、子どもの見守り等につながっていない。
- 区長や民生委員だけでは、地域全体の要支援者について詳細に把握することは難しい。住民が隣近所での関わりあいや支えあいを深めていくことで、支援が必要な人を把握していくことにつながる。

▶ 統計データでは…

- 大刀洗町の人口は、転入人口が多い「社会増」の状態になっており、特に20歳代～30歳代の若い世代や、子育て世帯の転入が多くなっている。
- 世帯数の推移をみると、核家族世帯数が年々増加している。また、高齢者夫婦のみの世帯数や、高齢者ひとり暮らし世帯数も増加している。

▶ 課題を解決するために必要な視点

- 支援が必要な人を隣近所で把握し、地域で見守る体制の更なる充実が必要です。
- 地域福祉に関する意識啓発を促進し、互いに支えあう意識を醸成させることが必要です。特に、大刀洗町は若い世代が多くなっていることから、若い世代に対して「隣近所での支えあい」の重要性を啓発することが効果的です。



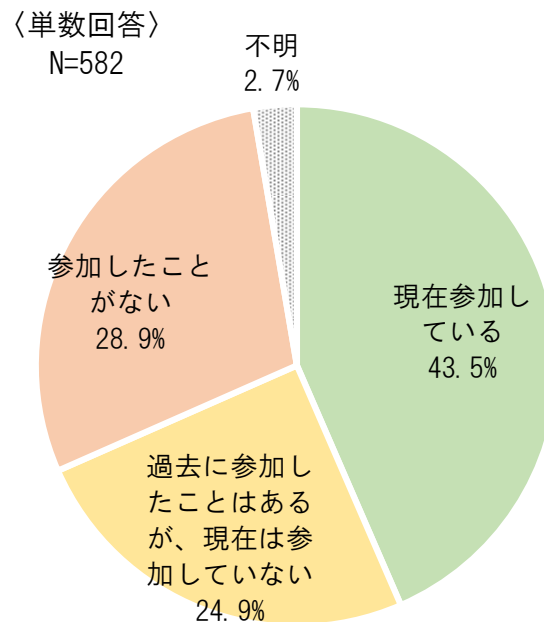
地域活動をより活性化させることが重要



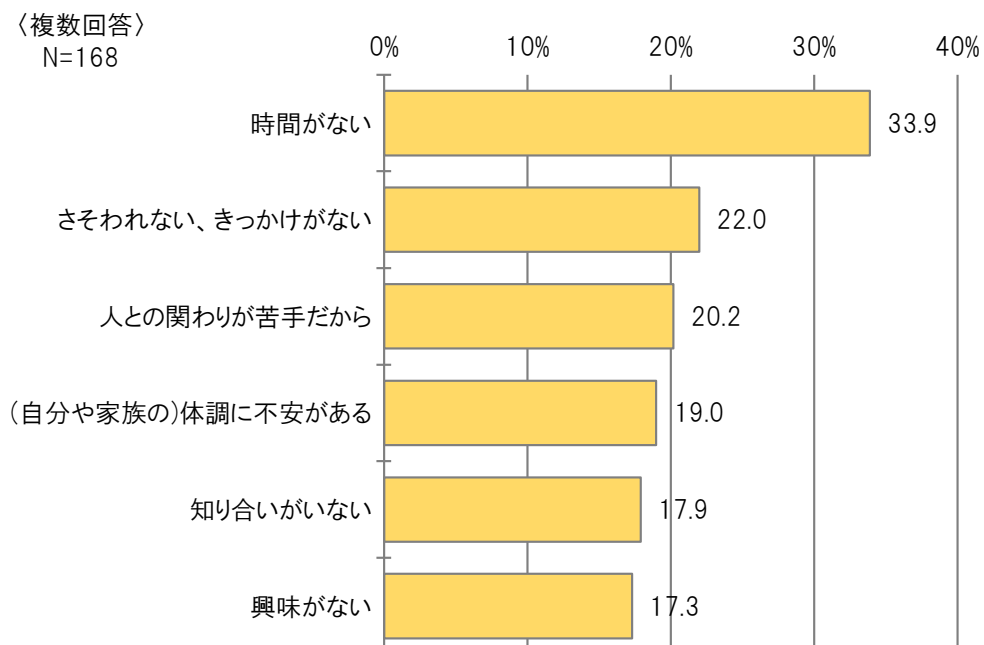
▶ 町民アンケートでは…

- 【グラフ①】「あなたは地域活動に参加していますか。」という問いに対し、「現在参加している」と回答した人の割合は43.5%となっている。
- 【グラフ②】「現在、地域活動をしていない理由は何ですか。」という問いについて、「時間がない」「さそわれない、きっかけがない」「人との関わりが苦手だから」といった回答が多くなっている。

■ 【グラフ①】「あなたは地域活動に参加していますか。」



■ 【グラフ②】「現在、地域活動をしていない理由は何ですか。」 ※多かった回答の上位6つのみ



▶ 関係団体アンケート・インタビュー調査では…



区長
民生委員・
児童委員
からは…

- 地域活動の参加者・担い手が減少している。また、メンバーの高齢化・固定化がみられており、多様な人の参加促進が求められる。
- 子ども会や PTA 活動と連携し、子どもたちを地域活動に巻き込むことで、若い人の地域活動への参加を促進させたい。



福祉サービス
事業所からは…

- 若い世代から高齢者まで、幅広い層が交流を深めることができる場所や、機会を増やしていくことが重要。加えて、地域活動とサービス事業者との連携を強化すれば、活動への参加を通して、地域住民とサービス利用者との交流や、地域住民の困りごとの把握にもつながる。

▶ 課題を解決するために必要な視点

- 地域活動の担い手育成や、住民が地域福祉のあり方について学ぶことができる機会の充実が必要です。
- 転入者や若い世代などが、地域活動に興味を持ち、主体的に参加してくれるようにアプローチを図ることが必要です。
- 地域住民同士の交流を促進させることで、地域生活課題を早期に発見し、課題解決につなぐ地域づくりを進める必要があります。



(2) 支援が必要な人を取り巻く状況について



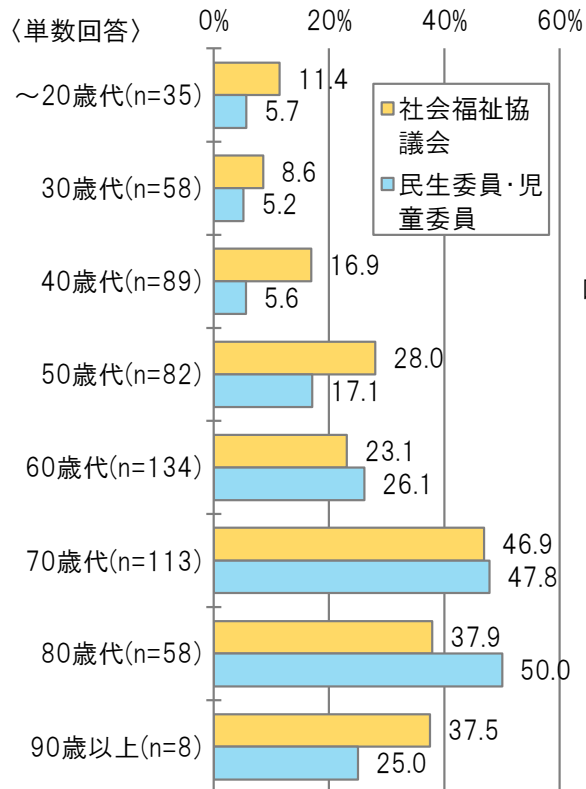
要支援者を把握し、相談支援へとつなぐ仕組みが重要



▶ 町民アンケートでは…

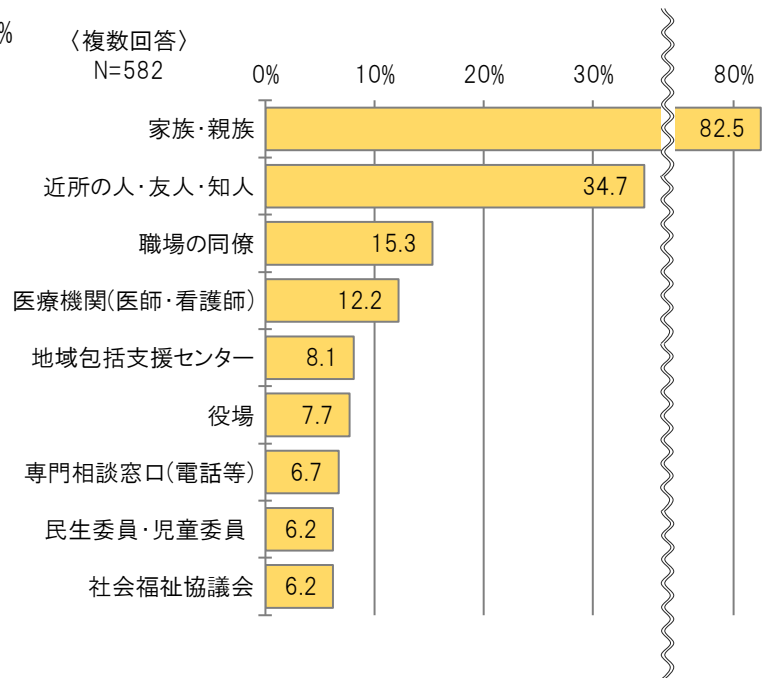
- 【グラフ①】「社会福祉協議会」・「住んでいる地区の民生委員・児童委員」について「よく知っている」人の割合をみると、いずれにおいても若い人ほど低い傾向にある。
- 【グラフ②】「悩みや不安があるとき、誰またはどこに相談しますか。」という問いについて、「家族・親族」「近所の人・友人・知人」の割合が高く、公的な相談窓口等の割合は比較的低くなっている傾向にある。

■ 【グラフ①】「社会福祉協議会」・「住んでいる地区の民生委員・児童委員」について「よく知っている」人の割合



■ 【グラフ②】「悩みや不安があるとき、誰またはどこに相談しますか。」

※多かった回答の上位9つのみ



▶ 関係団体アンケート・インタビュー調査では…



区長
民生委員・
児童委員
からは…

- 地域で支援を必要とする人がいたとしても、声をあげたり、相談したりすることに対して抵抗を感じる人が多く、課題が表面化しづらい。また、個人情報保護の観点から、そういったケースを把握することや、本人が抱える課題や事情に積極的に踏み込むこと自体が難しい。
- 地域住民との日常的なコミュニケーションの中で信頼関係を築き、住民が相談をしやすくなる環境をつくることが重要。



福祉サービス
事業所からは…

- 住民が抱える地域生活課題が多様化・複雑化している背景もあり、住民はどこに相談すればよいかかわからない。様々な相談を一手に受け止める相談窓口の充実・周知が必要。

▶ 統計データでは…

- 要介護認定者数をみると、近年微増している傾向にある。高齢化の進行に伴い、身体障がいを抱える人の増加も考えられる。
- 生活保護世帯やひとり親世帯など、経済的な困難を抱える世帯が一定数みられる。そのような世帯は、複雑化・複合化した課題を抱えてしまうことが懸念される。

▶ 課題を解決するために必要な視点

- 「せいかつ☆ふくし相談窓口」や民生委員・児童委員など、身近な地域における相談先についての更なる周知が必要です。
- 地域内でのコミュニケーションや情報共有を促進させ、地域における見守り体制や、地域生活課題の早期発見・早期解決体制を充実させることが必要です。
- 住民一人ひとりが様々な地域生活課題に気づくことができるよう、福祉について学ぶ機会を充実させることが必要です。
- 地域生活課題を抱える人をはじめ、あらゆる住民の尊厳が守られる権利擁護体制の推進が必要です。



いざという時に、要支援者の命を守る体制の強化が必要



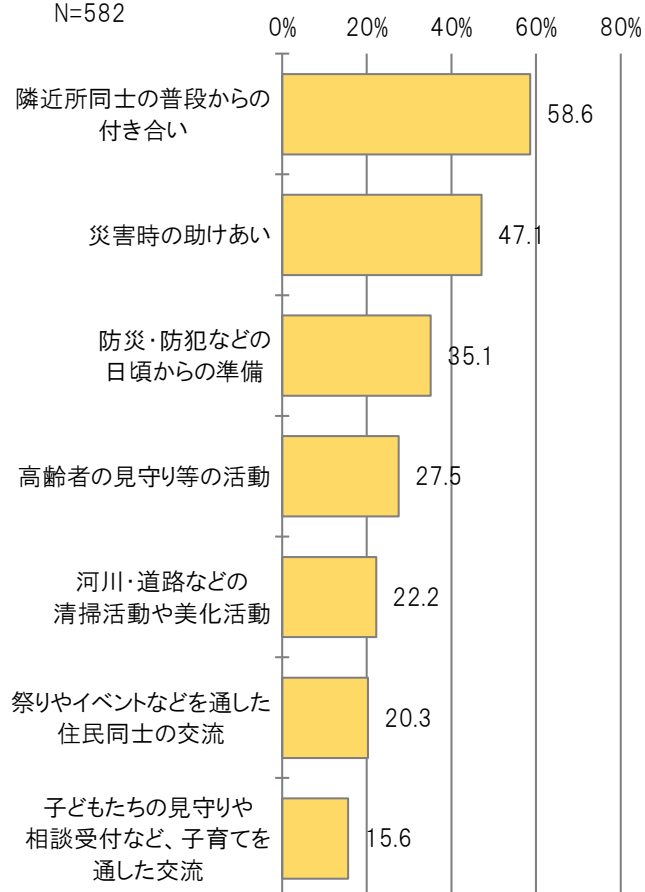
▶ 町民アンケートでは…

- 【グラフ①】「地域づくりのために地域が取り組むべきことは何ですか」という問いに対し、「隣近所同士の普段からの付き合い」「災害時の助けあい」といった回答の割合が高くなっている。
- 【グラフ②】「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等、災害時に気になる人が地域にいますか」という問いについて、年齢が若いほど「わからない」と回答した人の割合が高い傾向にある。

■ 【グラフ①】「地域づくりのために地域が取り組むべきことは何ですか」

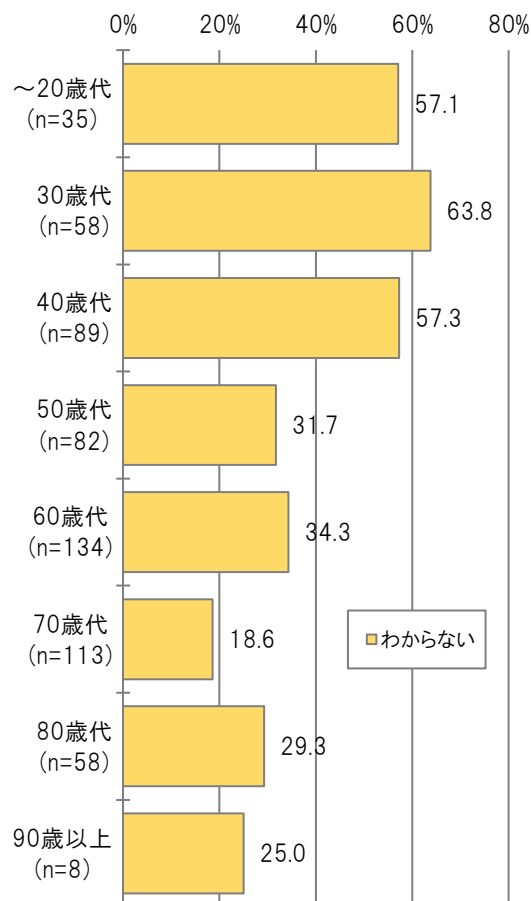
※多かった回答の上位6つのみ

〈複数回答〉
N=582



■ 【グラフ②】「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等、災害時に気になる人が地域にいますか」

〈単数回答〉



▶ 関係団体アンケート・インタビュー調査では…



区長
民生委員・
児童委員
からは…

- 近年、実際に災害を経験する中で、住民の災害への対応力は向上した。
- 地域の高齢者や障がい者等、災害時にいち早く支援しなければならない人を把握しきれていない。支援が必要な人を含めた、地域住民への災害情報の伝達・共有体制の整備が必要。
- 認知症の方は、家族や地域の人とのコミュニケーションが不足しがちになる。認知症の方に対する地域での見守りやコミュニケーションを促進させることが重要。



福祉サービス
事業所からは…

- 災害時の避難所について、福祉避難所の充実や周知が必要。
- 災害時には、避難を希望する人でサービス事業所のキャパシティがいっぱいになってしまう。前もってわかっている災害については、避難先について早めの対応をすることが必要。
- 老老介護や認知症介護が今後増加していく中で、虐待ケースの増加や、行方不明事故の増加が懸念される。

▶ 課題を解決するために必要な視点

- 災害避難時に、要支援者と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、日頃から要支援者に対する日常的な見守りを行うことが必要です。
- 災害時、支援を必要とする住民の命をいち早く守るため、地域における避難支援のあり方を見直していくことが重要です。
- 災害避難時だけでなく、避難後の安心・安全な生活を確保できる体制づくりや、生活復旧の体制づくりが必要です。
- 高齢者の見守り体制の充実や、地域参加の促進を図り、認知症の人を含めた全ての高齢者が健康的に、自分らしく暮らすことができる地域をつくることが重要です。



(3) 福祉サービスについて



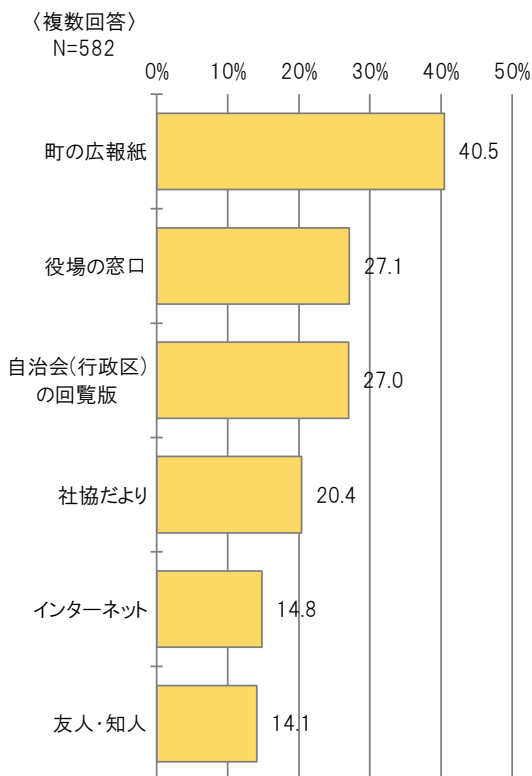
福祉サービスや福祉制度に関する周知・情報提供が重要



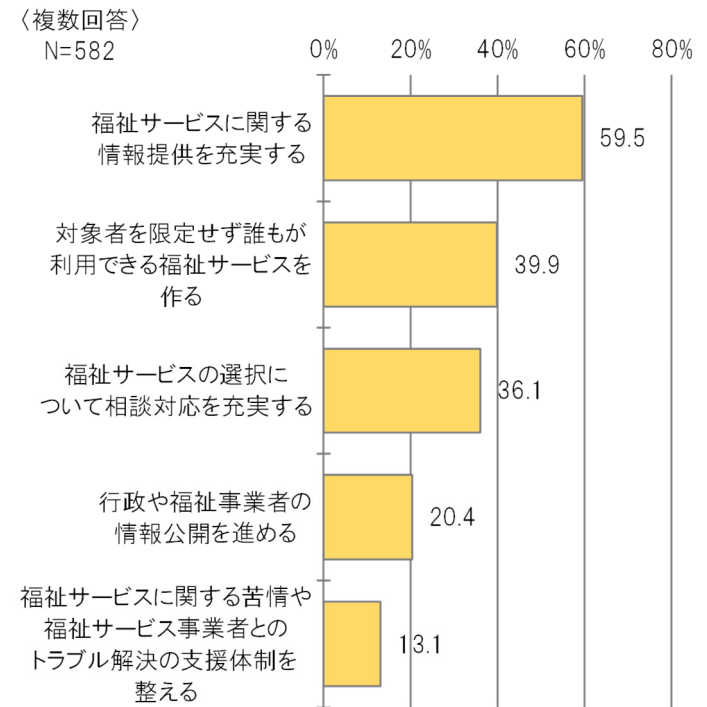
▶ 町民アンケートでは…

- 【グラフ①】「最適なサービスを安心して利用するために、どのような取り組みが必要か」という問いに対し、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が最も高くなっている。
- 【グラフ②】「福祉サービスの情報はどこから入手していますか」という問いに対し、「町の広報紙」「役場の窓口」「自治会（行政区）の回覧板」といった回答の割合が高くなっている。
- 【グラフ③】「福祉サービスを理由しにくいと思った理由」について、「福祉サービスの情報が入手しづらい」という回答の割合が高くなっている。

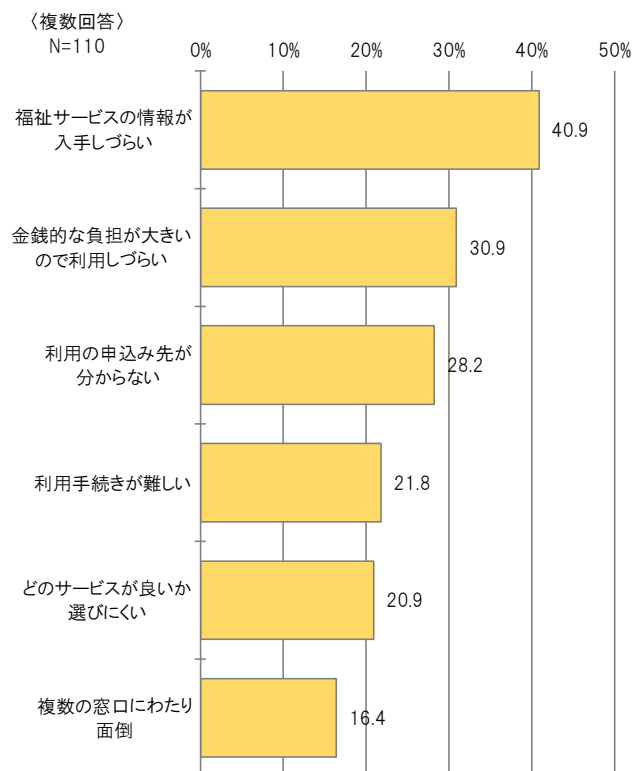
■ 【グラフ②】「福祉サービスの情報はどこから入手していますか」 ※多かった回答の上位6つのみ



■ 【グラフ①】「最適なサービスを安心して利用するために、どのような取り組みが必要か」 ※多かった回答の上位5つのみ



■ 【グラフ③】福祉サービスを理由しにくいと思った理由 ※多かった回答の上位6つのみ



▶ 関係団体アンケート・インタビュー調査では…



区長
民生委員・
児童委員
からは…

- 小地域協議会やミニデイサービスの機会等を活用し、サービス事業者や社協等を交えた情報交換や研修等を行っている。今後もより多くの住民に、福祉に関する情報が届くよう、発信を行うことが必要。
- 情報提供をしようにも、地域で支援を必要とする人を把握しづらい現状である。特に、生活困窮者や制度の狭間の課題を抱えている人は、日常的な関わりの中で把握することは難しい。



福祉サービス
事業所からは…

- 福祉に関する制度や、介護サービスの内容等は複雑なものが多く、しっかりとした説明を行うことが必要。特に介護サービスは、けがや事故等により、ある日突然必要になることもあるため、介護保険制度やサービスの利用方法について、支援を受ける本人だけでなく、家族や周囲の人も知っておくとよい。

▶ 統計データでは…

- 要介護認定者数をみると、近年微増している傾向にある。高齢化の進行に伴い、認知症を抱える人や、身体障がいを抱える人の増加も考えられる。

▶ 課題を解決するために必要な視点

- 行政・地域・関係機関等が連携し、支援が必要な人に対して適切な情報を提供できる体制の構築が必要です。
- 支援を必要とする人の情報や、福祉サービス・相談窓口についての情報を地域で共有する場の充実が必要です。
- 支援を必要とする本人だけでなく、その人の家族や知人等、周囲の人に対する情報提供も促進していくことが必要です。



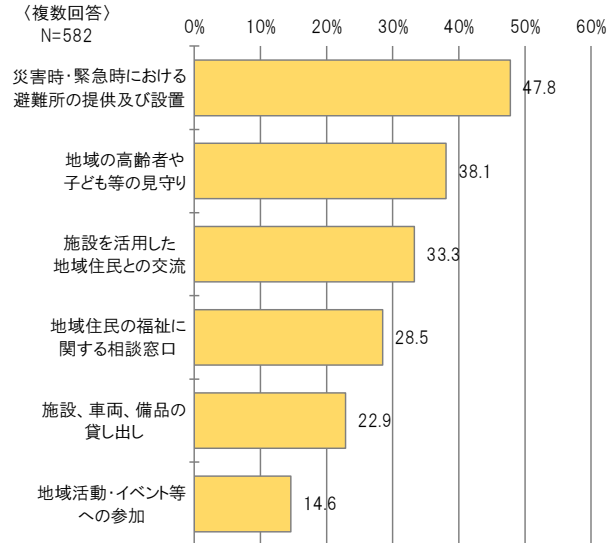
多機関の協働による福祉サービスの充実が必要



▶ 町民アンケートでは…

- 【グラフ①】「町内の社会福祉法人や福祉事業所等に、どのような社会貢献事業を期待するか」という問いに対し、「災害時・緊急時における避難所の提供及び設置」「地域の高齢者や子ども等の見守り」といった回答の割合が高くなっている。

■ 【グラフ①】「町内の社会福祉法人や福祉事業所等に、どのような社会貢献事業を期待するか」
※多かった回答の上位6つのみ



▶ 関係団体アンケート・インタビュー調査では…



- 町内での福祉サービスは量・質ともに充実していると思う。ただ、どの事業所も人材不足が課題。福祉の専門人材に限らず、サービスに携わる人材を地域で確保していくことが重要。
- 地域のボランティア団体がサービス事業所に協力してくれていることもあり、サービス利用者の生きがい創出や、地域の人との交流促進につながっている。
- 事業所内の施設を地域の居場所として活用すれば、サービス利用者と地域の人との更なる交流や、見守りの促進が期待される。

▶ 課題を解決するために必要な視点

- 福祉専門職や、地域での福祉人材を継続的に確保・育成していくための仕組みづくりを進めることが必要です。
- 地域住民をはじめ、多様な支援機関が協働し、地域生活課題を抱える人を包括的に支援していく体制を構築していくことが重要です。
- 福祉以外にも、農業・教育・商工・まちづくり等、幅広い分野の主体と連携し、地域生活課題を解決する体制を整備することが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第3節 取り組みの体系

第3章
第1節

基本理念

支えあい 助けあうまち 大刀洗

大刀洗町においては、少子高齢化の進行とともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における「つながり」の希薄化等の影響により、様々な課題が発生しています。

特に、人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、自分らしく生活することができるためには、地域住民がお互いに思いやりの心を持ち、ともに助けあい、支えあうことが必要不可欠となっています。

第1期計画では、上記の考え方のもと、「支えあい 助けあうまち 大刀洗」を基本理念に掲げ、取り組みを進めてきました。特に、大刀洗町では「小地域協議会」が地域社会における支えあいの核となり、地域住民はもちろん、行政・社協・サービス事業者など、多様な主体が支えあいに参画することで、地域における支えあい・助けあいの充実を図ってきました。

一方、地域生活課題の多様化が全国的にみられるようになる中で、大刀洗町においても、分野にとらわれず相談支援を行うことができる体制づくりや、多様な困りごとを地域が主体となって解決することができる体制づくりが、今後ますます重要となってきます。

こうした状況を踏まえつつ、第2期計画においても、第1期に掲げた基本理念を継続させ、「支えあい 助けあうまち 大刀洗」を基本理念として設定しました。

個人が抱える課題が複雑化・多様化しているこの時代だからこそ、課題を抱える住民に地域全体で寄り添って支えていくことが求められます。第2期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、身近な地域での日常的な支えあいを基礎としつつ、地域全体、町全体と支えあいの輪を広げ、住民誰もが支え・支えられる関係ができるような、大刀洗町ならではの「地域共生社会」の実現を目指します。

第3章
第2節

基本目標

1 3つの基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 住民のつながりによる地域づくり

隣近所での助けあいの促進や、地域活動・ボランティア活動等への参加の促進、地域での情報共有体制の充実を図り、地域生活課題を住民が主体的に解決できる地域づくりを進めます。

取り組みの柱

1. 身近な地域での支えあいの充実
2. 地域での参加機会の充実
3. 地域での情報共有の充実

基本目標2 困っている人に寄りそう環境づくり

複雑化・複合化する地域生活課題を包括的に受け止める相談体制を充実させるとともに、支援を必要とする人を把握し、適切な相談窓口やサービスにつなぐことができる環境づくりを進めます。

取り組みの柱

1. 相談支援の充実
2. 安心・安全を確保する支援の充実

基本目標3 連携した支援ができる体制づくり

福祉サービス事業所をはじめ、様々な支援機関や地域資源が連携・協働し、住民一人ひとりに寄り添った支援を提供することができる支援体制づくりを進めます。

取り組みの柱

1. 地域での福祉サービスの充実
2. 多様な機関との連携体制の構築



2 重点プロジェクト

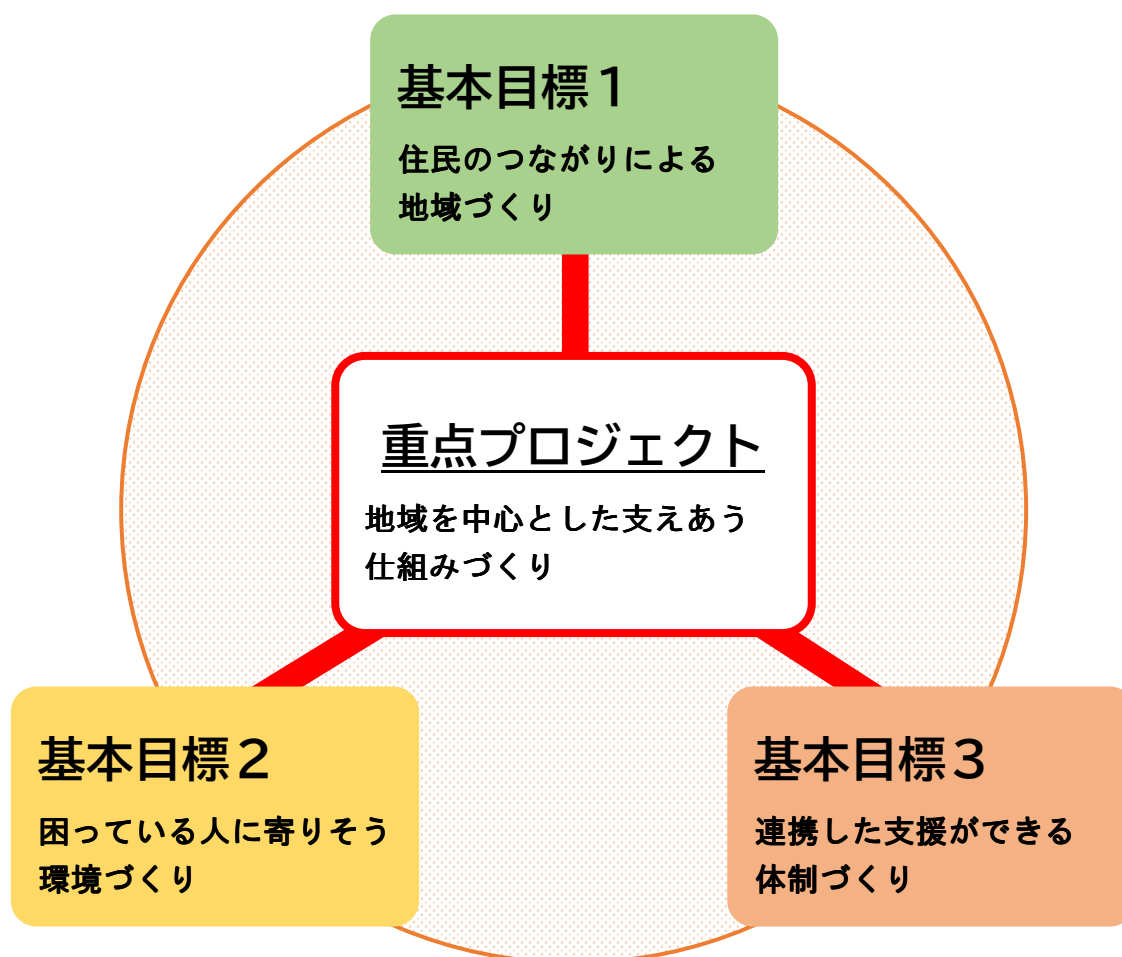
【重点プロジェクト】

地域を中心とした支えあう仕組みづくり

「地域共生社会」を実現するためには、多様な地域生活課題を地域全体で解決していく「包括的な支援体制」の整備が必要です。

「第2期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、大刀洗町における「包括的な支援体制」を整備することを重点プロジェクトとし、取り組みを推進します。

重点プロジェクトは、3つの基本目標に共通する考え方であるとともに、3つの基本目標それぞれに基づく取り組みを有機的に連動させ、より効果的な地域福祉の推進を図ることを目的としています。



第3章
第3節

取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み	重点プロジェクト	
1 住民のつながりによる地域づくり	1 身近な地域での支えあいの充実	ア 身近な助けあいやコミュニケーションの促進 ▶P46	地域を中心とした支えあう仕組みづくり	
		イ 災害から命を守るための支えあいの促進 ▶P48		
	2 地域での参加機会の充実	ウ 地域活動や行事の活性化 ▶P50		
		エ 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実 ▶P52		
		オ ボランティア活動の活性化 ▶P54		
		カ 地域生活課題を学ぶ場の充実 ▶P56		
	3 地域での情報共有の充実	キ 多様な主体による情報交換や共有 ▶P58		
	2 困っている人に寄りそう環境づくり	1 相談支援の充実		ク 相談を包括的に受け止める体制の充実 ▶P60
				ケ 福祉サービスについての情報提供の充実 ▶P62
コ 身近な地域で気軽に相談できる環境づくり ▶P64				
2 安心・安全を確保する支援の充実		サ 虐待防止のための支援の強化 ▶P66		
		シ 認知症高齢者を支える地域づくり ▶P68		
		ス 人権についての啓発と権利擁護の推進 ▶P70		
3 連携した支援ができる体制づくり	1 地域での福祉サービスの充実	セ 福祉サービスの充実 ▶P72		
		ソ 福祉に携わる人材の確保・育成 ▶P74		
	2 多様な機関との連携体制の構築	タ 関係機関との連携体制の強化 ▶P76		
		チ 多様な地域資源との連携による福祉サービスの向上 ▶P78		

第4章

取り組みと役割分担

基本目標 1

住民のつながりによる地域づくり

基本目標 2

困っている人に寄りそう環境づくり

基本目標 3

連携した支援ができる体制づくり

重点プロジェクト

地域を中心とした支えあう仕組みづくり



◆ 計画書の見方

基本目標1

住民の
つながりによる
地域づくり

1. 身近な地域での支えあいの充実

ア 身近な助けあいやコミュニケーションの促進

(1) 取り組みの方向性

隣近所での関係性の希薄化や、課題をひとりで抱え込んでしまう住民の増加が懸念されていることから、隣近所や、身近な地域内における住民同士の日常的な関わり・助けあいを充実させることが重要です。

隣近所の人たちや、地域の人たちとの関わりを深め、お互いに支えあい、助けあうことで、誰もが孤立することなく、安心・安全な暮らしを送ることができる地域社会を目指します。

取り組みを進めていく上で、
○自分や家族
○地域の組織や団体
○福祉サービス事業所
○社会福祉協議会
○行政
がそれぞれ行うことを記載しています。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 隣近所でお互いに声をかけあいながら、できる範囲で助けあいます。
- 困りごとがあったら身近な人に積極的に相談します。
- 隣近所で困っている人を見かけたら、民生委員・児童委員や相談窓口等へとつなぎます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 地域での困りごとを把握し、課題を抱える人についての情報共有へとつなげます。
- 地域での見守りを実施し、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくります。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 地域での集まりや居場所等に参加し、地域住民との信頼関係の構築を図ります。
- ★ 地域住民とのコミュニケーションを充実させることで、地域で課題を抱える人を把握し、支援へとつなげます。

★マークは、重点プロジェクト（地域を中心とした支えあう仕組みづくり）に大きく関わる取り組み項目を記載しています。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

★小地域協議会や各種研修会等の機会において、住民同士の助けあいの重要性について啓発します。

●「社協だより」やパンフレット等を活用し、住民同士の助けあいの重要性について啓発します。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・要援護者見守りネットワーク事業の推進
- ・地域福祉講座の開催



行政が
取り組むこと

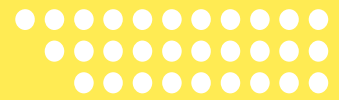
●広報紙等を活用し、住民同士の助けあいの重要性について啓発します。

町の
主な事業・活動

- ・生活支援体制整備事業

「社会福祉協議会の主な事業・活動」「町の主な事業・活動」の欄には、それぞれの取り組みに関係する事業・活動名を記載しています。

事業・活動内容の詳細については、第5章「町・社会福祉協議会が取り組む主な事業・活動」にてご確認ください。



基本目標1

住民の
つながりによる
地域づくり

1. 身近な地域での支えあいの充実

ア 身近な助けあいやコミュニケーションの促進

(1) 取り組みの方向性

隣近所での関係性の希薄化や、課題をひとりで抱え込んでしまう住民の増加が懸念されていることから、隣近所や、身近な地域内における住民同士の日常的な関わり・助けあいを充実させることが重要です。

隣近所の人たちや、地域の人たちとの関わりを深め、お互いに支えあい、助けあうことで、誰もが孤立することなく、安心・安全な暮らしを送ることができる地域社会を目指します。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 隣近所でお互いに声をかけあいながら、できる範囲で助けあいます。
- 困りごとがあったら身近な人に積極的に相談します。
- 隣近所で困っている人を見かけたら、民生委員・児童委員や相談窓口等へとつなぎます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 地域での困りごとを把握し、課題を抱える人についての情報共有へとつなげます。
- 地域での見守りを実施し、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくります。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 地域での集まりや居場所等に参加し、地域住民との信頼関係の構築を図ります。
- ★地域住民とのコミュニケーションを充実させることで、地域で課題を抱える人を把握し、支援へとつなげます。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- ★小地域協議会や各種研修会等の機会において、住民同士の助けあいの重要性について啓発します。
- 「社協だより」やパンフレット等を活用し、住民同士の助けあいの重要性について啓発します。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- 要援護者見守りネットワーク事業の推進
- 地域福祉講座の開催

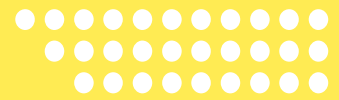


行政が
取り組むこと

- 広報紙等を活用し、住民同士の助けあいの重要性について啓発します。

町の
主な事業・活動

- 生活支援体制整備事業



イ 災害から命を守るための支えあいの促進

(1) 取り組みの方向性

災害時に地域住民の安心・安全を確保するためには、災害に対する地域での事前の備えや、災害時に地域で協力して災害対応に臨むことはもちろん、いざというときにお互いに助けあうことができるよう、顔の見える関係性を日頃から構築しておくことが重要です。

災害時に命を守る支援を強化するため、災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を進め、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 各世帯でハザードマップや避難経路、避難場所等を確認しておきます。
- 地域での防災訓練や、防災・減災に関する取り組みに積極的に参加します。
- 日頃から隣近所の人と積極的にコミュニケーションを図り、顔の見える関係づくりに努めます。
- 町が実施する災害時要援護者支援台帳（避難行動要支援者名簿）の作成や活用等に関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- ★自主防災組織を中心に、災害発生時に住民同士で支援しあえる体制を整えます。
- 災害発生時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で共有します。
- 災害発生時を想定した防災訓練や学習会等を実施します。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 災害時には、サービス事業所の利用者をはじめとした地域の要支援者の安否確認や、避難支援に努めます。
- 災害時には、一般の避難所では生活することが困難な要支援者の避難生活を支援します。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- 災害時には各種団体や社会福祉法人等と連携し、災害ボランティアセンターの設置を行います。
- 災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。
- 災害発生時における住民相互の支援体制を構築できるよう、学習の機会を設けます。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・要援護者見守りネットワーク事業の推進
- ・災害ボランティア講座の開催
- ・災害ボランティアセンターの設置体制整備
- ・近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進



行政が
取り組むこと

- ハザードマップ等を活用し、避難場所や危険箇所等について周知に努めます。
- 自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災組織等への支援を行います。
- 住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座等を通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。
- 災害時要援護者支援台帳（避難行動要支援者名簿）の作成とその活用を進めます。

町の
主な事業・活動

- ・避難行動要支援者支援の推進
- ・福祉避難所の確保



基本目標1

住民の
つながりによる
地域づくり

2. 地域での参加機会の充実

ウ 地域活動や行事の活性化

(1) 取り組みの方向性

様々な地域住民が社会に参画できる身近な機会として、地域活動や地域行事は重要な役割を果たしています。また、地域での少子高齢化が進行する中、地域の活力を保っていくためにも、地域活動や地域行事を維持していくことは重要です。

若い世代から高齢者まで、幅広い住民や、様々な主体が地域活動を通して地域に参画できるような環境づくりを進めるとともに、地域活動を通して、住民同士の顔の見える関係性の構築を進めます。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 行政区や老人クラブ、子ども会等、地域の行事や地域活動への関心を深め、家族や知人等、周囲にも声をかけながら参加するよう心がけます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 地域活動・地域行事の開催を通して、住民が気軽に地域に参画できるきっかけづくりを進めます。
- ★誰もが参加しやすい地域行事を企画し、様々な住民同士が交流できる機会を創出します。
- 子どもを中心とした活動や行事を企画し、子育て世代の地域活動への更なる参画を促します。
- 地域住民に対し、自治会や子ども会、老人クラブ等、各種団体への所属・参加を促します。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 地域活動や地域行事には積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図ります。
- ★地域住民と顔の見える関係性を構築し、地域住民の困りごとの把握や、相談支援の充実へとつなげます。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- 地域住民や自治会、各種団体等が開催する地域活動や地域行事の運営・開催を支援します。
- 地域活動を進めるための情報提供や学習会、研修等の充実を図ります。
- 「社協だより」等を活用し、地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・要援護者見守りネットワーク事業の推進
- ・広報・啓発活動の充実

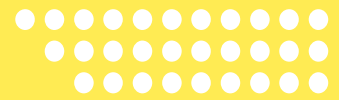


行政が
取り組むこと

- 地域住民や自治会、各種団体等が開催する地域活動や地域行事の運営・開催を支援します。
- 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた情報提供や学習会、研修等の充実を図ります。
- 広報紙等を活用し、地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。

町の
主な事業・活動

- ・ホームページ・広報紙での情報掲載



エ 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実

(1) 取り組みの方向性

課題を抱えるがゆえに地域で孤立してしまう人や、不安や悩みをひとりで抱え込んでしまう人が増加していることから、課題を抱える人をはじめ、地域住民誰もが、いつでも気軽に立ち寄ることができる居場所の存在が重要視されています。

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、また、課題を抱える人たちが、不安や悩みを気軽に共有できる機会を増やすため、身近なところで参加でき、ふれあいを深めることができる居場所や機会の充実を図ります。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。
- 地域のサロンやサークルなど、地域で取り組む交流の場に参加するよう心がけます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- ★行政区の公民館等を活用し、住民に身近な場所で、子育て家庭や高齢者、障がい者等、様々な属性の人が気軽に集える居場所や機会を積極的に設けます。
- 地域で取り組む交流の場への参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすくなるように、開催内容を工夫します。
- 地域活動参加者の高齢化や固定化が進んでいることから、若い人を含めた幅広い世代の参加者の増加を図ります。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 社会福祉施設等を活用し、地域住民が気軽に立ち寄り、住民同士が専門職を交えて交流することができるような居場所を提供します。
- ★障がいや介護・認知症、子育てなど、様々な課題を抱える当事者同士がお互いに悩みを語りあい、交流を深めることができる居場所や機会の充実を図ります。
- 地域での交流機会等に積極的に参加し、地域住民との交流を図ります。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- 地域のサロンやサークルなど、地域での交流の場づくりの活動を支援します。
- ミニデイサービスに対し、地域と連携しながら活動を支援していきます。
- ★障がいや介護・認知症、子育てなど、様々な課題を抱える当事者同士がお互いに悩みを語りあい、交流を深めることができる居場所や機会の充実を図ります。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・ミニデイサービス事業
- ・福祉バス運行事業
- ・保育園の福祉事業への支援
- ・当事者組織への支援
- ・福祉団体の活動支援
- ・サロン・サークル活動への協力・支援

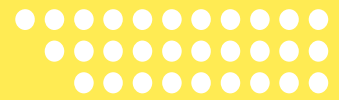


行政が
取り組むこと

- 交流を深めることができる地域での居場所や、機会の充実を図ります。

町の
主な事業・活動

- ・高齢者の居場所づくり
- ・地域子育て支援拠点事業



オ ボランティア活動の活性化

(1) 取り組みの方向性

地域における自主的な支えあいをより充実させていく上で、ボランティア活動はとて重要なものとなっています。また、住民が地域社会に参画し、活躍することができる機会としても、ボランティア活動は重要な役割を果たしています。

社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、住民参加で取り組む福祉サービスの担い手の育成を検討していきます。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- ボランティア活動の目的や意義を理解し、趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。
- ボランティア講座や学習会等に積極的に参加します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- ボランティア団体は、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、若い人を含めた幅広い世代の参加を促す取り組みを進めます。
- 地域活動やイベント等に積極的に協力し、活躍の場と機会を増やします。
- ボランティア活動を通して、高齢者や障害者等の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。
- 地域の行事等でボランティア団体に参加・協力してもらうことで、住民がボランティアに参加するきっかけづくりを進めます。
- ボランティア活動に活用できるよう公共施設や公民館等を広く開放します。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 事業や活動を進める上で、必要に応じボランティア団体に対して協力をお願いします。
- ボランティア団体との連携を通して、ボランティア参加者とサービス利用者との交流の促進を図ります。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に関する取り組み（周知・啓発・活動支援・調整・養成・研修等）を進めます。
- ボランティア連絡協議会とともに、町内で活動するボランティア団体相互の連携・交流・情報交換・研修等の取り組みを進め、より充実した活動が行えるよう支援します。
- ボランティア団体についての周知や活動の意義や魅力の啓発を進め、ボランティア活動の担い手の増加を図ります。
- ボランティア講座（入門・養成）を開催し、その周知と参加を呼びかけます。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・ボランティアセンターの運営
- ・子ども見守り隊への支援
- ・共同募金・歳末たすけあい運動への協力
- ・災害に対する義援金募金活動

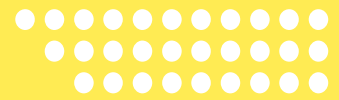


行政が
取り組むこと

- 町内で活動するボランティア団体についての周知を図ります。
- ボランティア活動の担い手育成のための支援を行います。

町の
主な事業・活動

- ・ボランティア活動への支援



力 地域生活課題を学ぶ場の充実

(1) 取り組みの方向性

住民が主体的に地域での支えあいに参加するためには、住民自身が「どのような人が支援を必要としているか」「どういった支援をすればよいのか」等を知っていることが必要となります。そこで、住民が身近な地域生活課題について学ぶことができる機会を提供することが重要です。

福祉や介護の制度やサービス、認知症への理解や子育て不安の解消、障がいや障がいのある人への理解、虐待問題についての対応等、身近な地域生活課題等を学ぶ場や機会の充実を図ります。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 福祉の制度や、身近な地域生活課題を学ぶことができる学習会や研修等へ積極的に参加します。
- 学習した知識やスキルを活かし、地域での支えあいに積極的に参加します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 身近な地域生活課題に関する学習会等を開催します。
- 保育所や小中学校において、児童生徒や保護者が、身近な福祉の課題に関して学ぶことができる機会をつくります。
- 行政や各種団体が主催する講演会等の学ぶ機会へ積極的に参加します。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 研修や学習会、地域の集まり等に積極的に参加・協力し、地域住民に対して福祉に関する制度や、地域生活課題に関する知識等を伝えます。



社会福祉協議会が
取り組むこと

- 身近な地域生活課題や、福祉の制度について等をテーマとした研修や、講演会等の開催を支援します。
- ★福祉について学ぶことができる機会を充実させ、地域での支えあいの担い手増加を図ります。
- 「社協だより」等を活用し、身近な地域生活課題についての周知・啓発を行います。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・地域福祉講座の開催
- ・保育園運営事業
- ・福祉教育の推進

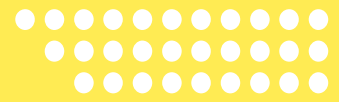


行政が
取り組むこと

- 多くの住民が興味関心を持つ福祉をテーマとしたイベントや講演会、ミニデイ講話等を実施し、身近な地域生活課題等についての理解を深める取り組みを進めます。
- 学ぶ機会への多くの参加者を募るため、開催に際しての広報や周知の方法を工夫します。

町の
主な事業・活動

- ・ミニデイ講話の実施



基本目標1

住民の
つながりによる
地域づくり

3. 地域での情報共有の充実

キ 多様な主体による情報交換や共有

(1) 取り組みの方向性

地域で支援を必要とする人を、適切な支援へとつないでいくには、民生委員・児童委員や行政区長等、地域で活動する人同士はもちろん、社協やサービス事業者等も加わり、互いによる情報共有を充実させていくことが重要です。

隣近所の付き合いや見守り活動で把握した要支援者や、福祉サービス等の情報について、情報共有体制を整備し、誰ひとり取り残さず支援へとつなぐ仕組みづくりを進めます。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 隣近所に支援を必要とする人がいたら、民生委員・児童委員や行政・社協等の相談窓口で情報を共有します。
- 広報や回覧板等に目を通すよう心がけるとともに、その内容を家族で共有します。
- 地域内での出来事や、活動・行事等の情報に関心を持ち、地域への理解を深めるよう心がけます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 地域の多様な主体が集まる情報共有の場や機会に積極的に参加します。
- 個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、地域の状況や支援を必要とする人等の情報の共有を図ります。
- 住民が知り、理解しておくことが大切となる情報については、地域においてきちんと共有していきます。
- ★住民と行政区長、民生委員・児童委員等の間で信頼関係を深めながら、情報の共有化を進めます。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- ★行政区長や民生委員・児童委員等、地域で活動する組織や団体と積極的な情報共有を行います。
- 地域での情報共有の場や機会に積極的に参加します。
- 情報共有によって把握した、支援を必要とする人を適切なサービスへとつなぎます。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- 要援護者見守りネットワーク協議会や各行政区の小地域協議会との情報交換の機会を充実させます。
- ★地域の組織や団体、サービス事業所等とのつながりを活用し、把握した情報を共有するネットワーク構築を進めます。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・要援護者見守りネットワーク事業の推進
- ・社会福祉法人情報交換会の組織化

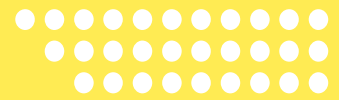


行政が
取り組むこと

- ★地域の組織や団体、サービス事業所等とのつながりを活用し、把握した情報を町全体で共有するネットワーク構築を進めます。
- ★様々な情報共有の場や機会に参加し、支援を必要とする人の情報や、地域生活課題等について、町全体での情報共有を図ります。
- 個人情報の管理方法について、民生委員・児童委員等に対する研修や学習会のさらなる充実を図ります。

町の
主な事業・活動

- ・ホームページ・広報紙での情報掲載



基本目標2

困っている人に
寄りそう
環境づくり

1. 相談支援の充実

ク 相談を包括的に受け止める体制の充実

(1) 取り組みの方向性

近年、住民が抱える地域生活課題は複雑化・複合化しており、これまでの分野に応じた相談支援だけでは対応できないケースが増加しています。その解決のためには、分野にこだわらず課題を受け止める相談窓口の充実や、受け止めた困りごとを適切な支援につなぐ体制づくりが必要です。

多様な機関との連携を強化し、困りごとを抱える人の様々なニーズを適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、多様な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談機能の強化を図ります。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 困っているときには、関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。
- 家族や隣近所の人が悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。
- 広報やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 身近な相談相手として、住民からの相談を受け止めます。
- 住民が抱える地域生活課題の把握し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎます。
- 課題を抱える人を適切な支援へとつなぐため、相談窓口の情報を積極的に把握します。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- ★複雑化・複合化した地域生活課題に対応できるよう、分野を横断した課題解決のための専門性の向上を図ります。
- 一つの事業所だけでは解決が難しい課題を解決できるよう、多様な関係機関との連携体制を強化します。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- ★「せいかつ☆ふくし相談窓口」を中心とした各種相談窓口を通して、困りごとを抱える人を適切な支援へとつなぎます。
- 各種相談窓口の利用促進に向け、窓口の周知を進めます。
- 相談窓口の対応力・専門性の向上を図り、誰もが相談しやすい体制の整備と窓口の利便性向上を図ります。
- ★複雑化・複合化した地域生活課題を解決へとつなぐことができるよう、多様な関係機関とのネットワークを強化します。
- 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問等による相談支援の充実に努めます。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・各種相談事業
- ・障がい者相談支援事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・日常生活自立支援事業

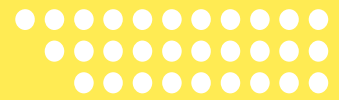


行政が
取り組むこと

- 相談件数の増加や、対応ケースの多様化に対応するため、関係機関との連携や人員確保を進めます。
- ★困りごとを抱える人に対し、分野に関わらず相談を受け止め、相談支援の充実に努めます。
- 各種支援機関や相談窓口についての更なる周知を図ります。
- 相談窓口同士のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図ります。
- 相談窓口の担当職員の研修の充実に努めます。

町の
主な事業・活動

- ・地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援事業
- ・地域包括支援センターでの相談支援
- ・障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業
- ・家庭児童相談事業
- ・教育支援コーディネーター



ケ 福祉サービスについての情報提供の充実

(1) 取り組みの方向性

地域で課題を抱える人が適切な支援やサービスを受けるためには、こういった相談窓口を利用すればよいのか、また、町内でこういった支援やサービスを受けることができるのかを知ることができる環境を整備することが必要です。

福祉サービスを必要とする人が、必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを進めます。また、情報の入手が困難な人に対しても支援やサービスの内容を知ってもらえるよう、積極的な情報発信を進めます。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 広報紙や回覧板等をよく読み、相談窓口や福祉サービスに関する知識を身につけます。
- 困りごとを抱えた人がいたら、必要な情報を伝えます。
- 福祉制度や福祉サービスに関する講演会・研修会等に参加するよう心がけます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 行政や社協、サービス事業所等と連携を図り、相談窓口や福祉サービスに関する情報を積極的に把握します。
- 回覧板を活用し、相談窓口や福祉サービス等の情報を地域に伝達します。
- 見守り活動を行う中で、相談窓口や福祉サービス等の必要な情報を伝えます。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 各福祉サービス事業所が行うサービスの情報について、ホームページ等を活用して発信します。
- 小地域協議会等の機会を活用し、各福祉サービス事業所が行うサービスの情報について、行政や社協、民生委員・児童委員等と共有します。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- 「社協だより」やホームページ等で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。
- 小地域協議会等に参加し、福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を行います。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問等を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・ 広報・啓発活動の充実
- ・ 各種相談事業
- ・ 要援護者見守りネットワーク事業の推進
- ・ 障がい者相談支援事業

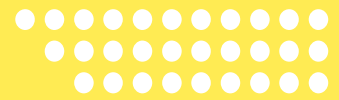


行政が
取り組むこと

- 相談窓口で手話や筆談等による意思疎通支援が行える体制を整えます。
- 「広報たちあらい」を活用し、相談窓口や福祉サービスに関する情報の提供の充実を図ります。
- 福祉サービスの内容や利用の手続き等の情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子等を作成し、配布します。
- ★ 専門職や各種協議会のネットワークを活用し、支援を必要とする人に対して情報を提供できる体制を整備します。
- 地域の人が集まる機会を活用して情報を発信し、福祉サービスや制度の浸透に努めます。

町の
主な事業・活動

- ・ ホームページ・広報紙での情報掲載
- ・ 相談窓口での情報提供
- ・ 意思疎通支援事業



コ 身近な地域で気軽に相談できる環境づくり

(1) 取り組みの方向性

課題を抱える本人が、相談窓口に出向くことをためらってしまい、課題が表面化しづらいケースも懸念されることから、地域で課題を抱える人を漏れなく支援へとつなげるためには、相談の受け手が地域に積極的に出向き、細やかな課題把握をすることが重要です。

民生委員・児童委員等、地域において相談支援に携わる人たちが、住民の身近な相談相手になるとともに、町や社会福祉協議会の職員が積極的に地域へ出向き、相談に応じる訪問型の支援を進めます。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、家族や知人、隣近所の人等、身近な人に相談します。
- 隣近所の人々が悩みを抱え込んでいたら、民生委員・児童委員等、地域において相談支援に携わる人に話をしてみるよう声をかけあいます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 民生委員・児童委員等、相談活動に携わる人たちは、日頃から自身の役割について住民に知らせるよう心がけます。
- 日頃から地域において信頼関係を築くことで、相談しやすい雰囲気づくりを心がけます。
- 生活上の困りごとを把握し、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関等の各種相談窓口へつなぎます。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 普段から地域住民と積極的に交流し、住民が気軽に相談しやすい雰囲気づくりを進めます。
- ケアマネージャーや福祉サービス事業所は、身近で専門性の高い相談相手となるよう、専門性の充実に努めます。



社会福祉協議会が
取り組むこと

- 積極的に地域へ出向き、相談窓口の周知等を行います。
- ★地域の行事・集まり等の機会を活用した相談支援を行い、住民が身近な地域で気軽に相談することができる体制を整備します。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・各種相談事業
- ・障がい者相談支援事業

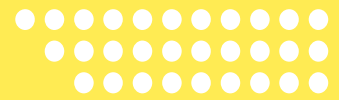


行政が
取り組むこと

- 地域包括支援センターや子育て支援センター等、地域における相談支援拠点の機能充実を図ります。
- ★相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じて福祉サービスの利用につなげる訪問型の支援を進める体制を整えます。
- 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域にある相談窓口や、地域において相談支援に携わる方たちのことを整理し、周知を図ります。

町の
主な事業・活動

- ・地域で相談支援に携わる方への研修
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・地域包括支援センターでの相談支援



基本目標2
困っている人に
寄りそう
環境づくり

2. 安心・安全を確保する支援の充実

サ 虐待防止のための支援の強化

(1) 取り組みの方向性

高齢者や障がい者、子どもに対する虐待の背景はそれぞれ複雑多様化している傾向にあり、当事者を取り巻く環境を見守ることで、虐待につながりそうな要因にいち早く対処していくことが重要です。

高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待の早期発見・未然防止を進める仕組みを整え、誰もが命や人権を脅かされることのない地域社会をつくりまします。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めます。
- 虐待と思われる様子に気がついたときには、警察や児童相談所等の行政機関へ、速やかに連絡します。
- 自分自身が虐待を受けていると思ったら、ひとりで抱え込まず、各種相談窓口にご相談します。
- 自分自身が虐待をする当事者にならないよう、相手に対する理解や思いやりを普段から大切にします。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 気にかかる家庭については、声かけや見守りを進めます。
- 虐待や虐待と思われるケースの情報については、個人情報保護に配慮しながら、小地域協議会等で共有し、専門機関による対応につなげます。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 福祉サービスを提供する中で、虐待と思われる様子や、虐待につながりそうな要因を見つけた場合には、早期対応を図ります。
- 警察や行政、各種相談機関等、関係機関との連携を強化し、虐待問題に対する包括的な解決支援を進めます。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- 小地域協議会や各福祉分野の協議会等に参加し、虐待や虐待と思われるケースの情報を共有し、専門機関による対応へとつなげます。
- 高齢者や障がい者、子どもに対する虐待問題について、虐待に該当するケースや、虐待につながりうるケースの周知・啓発を行うなど、研修等の機会の充実を図ります。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・ 地域福祉講座の開催
- ・ 保育園運営事業

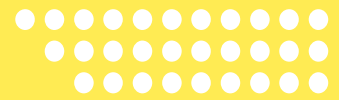


行政が
取り組むこと

- 虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と、窓口の機能充実を図ります。
- 地域からの虐待に関する通告に対し、迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制づくりを進めます。
- 虐待の被害にあった人を保護した場合、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。
- 自殺対策の視点から、虐待の早期把握・未然防止を図ります。

町の
主な事業・活動

- ・ 家庭児童相談事業
- ・ 県主催の虐待防止研修への参加



シ 認知症高齢者を支える地域づくり

(1) 取り組みの方向性

今後、高齢化の更なる進行に伴い、認知症の人も増加することが考えられます。そこで、認知症になるのを遅らせる、また、認知症になっても進行を緩やかにするための認知症の「予防」と、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる「共生」を、身近な地域でも実践していくことが重要です。

地域全体で認知症の人を支え、また、認知症の人も支えあいに参加することで、認知症になっても自分らしく暮らし、活躍できる地域をつくります。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 認知症の症状や予防方法、認知症の人が巻き込まれうる事故やその対応方法等について、正しい知識を得ます。
- 認知症の家族に関する情報について、人権を尊重しながら、命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 地域の認知症の人に対する日常的な見守り活動を行います。
- 小地域協議会や地域での集まりで、地域の認知症の人に関する情報を共有します。
- 認知症の人も地域に参加しやすくなるような工夫をし、地域の人と認知症の人が交流できる機会を創出します。
- 小地域協議会や地域での集まり、地域活動や行事等の中で、介護や認知症について学ぶ機会をつくります。
- 認知症高齢者等への声かけや発見した時の情報伝達等、実際の場面を想定した模擬訓練等を実施します。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 認知症サポーター養成講座や、認知症の人の行方不明事故を防ぐための模擬訓練等に参加し、住民の認知症に対する理解を深めます。
- 認知症の人が地域に気軽に参加できる居場所づくりを支援します。
- 認知症高齢者等 SOS ネットワークに協力します。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- 小地域協議会で、地域で認知症の人を支える体制づくりを促進します。
- 認知症の人も参加できる地域活動やイベントの開催を支援します。
- 住民の認知症に対する理解促進のため、認知症に関する研修や講座等の開催を支援します。
- 認知症高齢者等 SOS ネットワークに協力します。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・ 要援護者見守りネットワーク事業の推進
- ・ 認知症高齢者等 SOS ネットワークへの協力

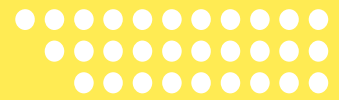


行政が
取り組むこと

- 成年後見制度の利用促進を図り、認知症の人の権利擁護を進めます。
- 認知症サポーターの養成を進めるとともに、サポーターが活躍できる機会の創出を図ります。
- 認知症高齢者等 SOS ネットワークについて、周知に努めるとともに、その充実を図ります。

町の
主な事業・活動

- ・ 認知症おたすけブック（ケアパス）の活用
- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ 認知症カフェ運営補助事業
- ・ 認知症 SOS 模擬訓練の実施
- ・ 事前登録制度の実施



ス 人権についての啓発と権利擁護の推進

(1) 取り組みの方向性

性別や年齢、国籍、生まれ持った性質等によって、地域社会への参加が妨げられることがないよう、多様な価値観を受け入れる社会づくりを進めることが重要です。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、人権についての啓発や、個人の尊厳を守る体制の強化、権利擁護の推進を図ります。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 身近な人権問題について積極的に学び、理解を深めます。
- 相手の年齢、性別、障がい、国籍・文化等の違いに関わらず、多様な価値観を受け入れ、思いやりをもって行動します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 人権に関する学習会や講演会等に参加します。
- 学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するよう努めます。
- 地域活動やイベント、居場所等を通して、地域の様々な人が互いに交流できる機会をつくります。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 成年後見制度について理解し、制度の利用が必要だと思われる人の利用促進を図ります。
- サービスを提供する際には、利用者の利益を最優先に考えたサービスの提供と、本人の意思決定について配慮します。



社会福祉協議会が
取り組むこと

- 障がい者の権利を守る「合理的配慮」の考え方を啓発します。
- 障がいや生活困窮等、多様な課題を抱える人たちを支援するにあたり、当事者の人権が守られるよう、きめ細かな配慮を行います。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・地域福祉講座の開催

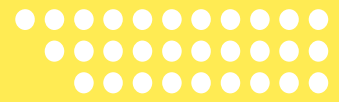


行政が
取り組むこと

- 障がい者の権利を守る「合理的配慮」の考え方を啓発します。
- 人権に関する学習会や講演会等の開催を支援するとともに、参加者の増加に向けた取り組みを進めます。
- 障がいや生活困窮等、多様な課題を抱える人たちを支援するにあたり、当事者の人権が守られるよう、きめ細かな配慮を行います。
- 成年後見制度の利用促進に向け、当事者を支援する関係機関との連携体制を強化します。
- 国籍や文化的背景の異なる人が、互いの違いを認めながら、地域社会に参加するという「多文化共生」の考え方を啓発します。
- 犯罪や非行をした人に対し、関係機関と連携しながら、再犯防止を推進するとともに、地域社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に参加できるよう支援します。

町の
主な事業・活動

- ・人権講演会等の開催



基本目標3

連携した
支援ができる
体制づくり

1. 地域での福祉サービスの充実

セ 福祉サービスの充実

(1) 取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていくためには、福祉サービスを充実させることが必要です。また、住民が抱える課題が複雑化・多様化していく中で、住民ニーズに応じた多様なサービスを展開していくことが重要です。

法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする住民に対し、適切にサービスを提供する体制づくりを進めます。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 福祉の制度や法律について学び、自身や家族がどのような福祉サービスを利用できるかを把握します。
- 福祉サービスを利用する際、わからないことはサービス事業所や町の相談窓口にお問い合わせ、説明を求めます。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 福祉サービス事業所との交流を深めながら、地域とサービス事業所との信頼関係を築きます。
- 福祉サービス事業所が活動する上で、地域に協力を求めた際には、積極的に協力します。



- 地域住民が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、信頼のできる質の高い福祉サービスを提供します。
- ★住民の様々な福祉ニーズに対応できるよう、多様なサービスの開発や充実を図ります。また、一つの事業所では対応できないケースを解決できるよう、様々な関係機関との連携体制を強化します。
- 行事等に地域からの参加を求め、地域とサービス事業所との信頼関係を築きます。



- 地域住民が住み慣れた地域で生活を継続できるように、信頼のできる質の高いサービスの提供を進めます。
- 低所得者等の生活困窮者に対し、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、適切な支援を進めていきます。
- 日常生活自立支援事業の利用促進に向けて周知します。
- ★関係機関や各福祉分野の協議会等と連携し、複雑化・複合化した福祉課題の解決に努めます。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

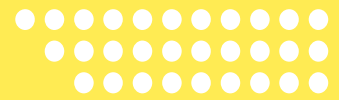
- ・居宅介護支援事業
- ・車椅子の貸出
- ・病後児保育事業
- ・保育園運営事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・苦情相談窓口の充実
- ・ふくおかライフレスキュー事業
- ・一般相談・特定相談・障害児相談事業



- 介護、障がい福祉、子育て支援について、個別計画により、サービスの質や量の充実を図ります。
- 低所得者等の生活困窮者に対しては、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援を進めていきます。
- ★各福祉分野の協議会や医療機関等の横断的な連携を図り、複雑化・複合化した福祉課題の解決に努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。

町の
主な事業・活動

- ・在宅医療・介護連携事業
- ・地域ケア会議・ケア推進会議
- ・県自立支援事業との連携
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・地域自立支援協議会
- ・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定



ソ 福祉に携わる人材の確保・育成

(1) 取り組みの方向性

地域で支援を必要とする人が増加していく一方、地域での福祉活動や、福祉サービスを担う人材は不足していくことが考えられます。また、担い手の人材不足により、担い手にかかる負担が増大することが懸念され、担い手が抱える負担の軽減や、担い手を支える人材の確保も必要となっています。

地域の人材や資源を活用し、見守りや相談支援をはじめとした地域での福祉活動や、福祉サービスを担う人材を継続的に確保・育成する仕組みづくりを進めます。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 地域で福祉活動をする人の役割や、活動内容について理解し、可能な限り協力します。
- 地域での福祉活動や見守りに積極的に参加します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア団体等は、地域活動の目的や魅力を発信し、活動参加者の増加を図ります。
- ★民生委員・児童委員や自治会は、活動における役割分担等を見直し、福祉活動を行う上での負担の軽減を図ります。
- 地域における様々な課題に対応できるよう、地域活動や福祉に関する研修や講座等に参加します。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 関係機関と連携し、専門職やサービス事業所職員の確保を進めます。
- 住民の様々な課題やニーズに対応できるよう、専門職のスキルアップを図ります。
- 福祉の仕事の内容や魅力について知ってもらえるよう、地域の集まりや学校等で説明や啓発を行います。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- ★ 地域での支えあいの重要性を啓発し、福祉活動の担い手や、地域で活動する組織や団体の参加者増加に向けた呼びかけや啓発を行います。
- 自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ等、地域で活動する人たちへの理解と、活動への参加を促します。
- 福祉サービス事業所や関係機関等と連携をとり、専門職の積極的な人材育成や確保を図ります。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・ 生活支援の担い手の育成やサービスの開発（ボランティアセンターとの協働）
- ・ 小地域協議会への福祉教育の強化
- ・ 福祉協力員研修会の開催
- ・ 町内福祉施設従事者向けの研修の開催
- ・ 住民向け生活支援に関する研修会の実施

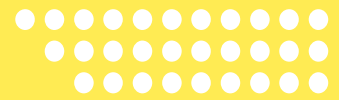


行政が
取り組むこと

- 民生委員・児童委員等地域福祉活動の担い手の確保・育成に向けた広報や啓発を進めます。
- 福祉サービス事業所や関係機関等と連携をとり、専門職の人材育成や確保の支援に努めます。

町の
主な事業・活動

- ・ 要援護者見守りネットワーク事業



基本目標3

連携した
支援ができる
体制づくり

2. 多様な機関との連携体制の構築

タ 関係機関との連携体制の強化

(1) 取り組みの方向性

地域で住民が抱える課題が複雑化・多様化していく中で、課題を抱える人を適切な支援につなぐには、これまでの分野の縦割りによる支援だけでなく、高齢者福祉、障がい福祉、生活困窮、子育て支援、医療等の分野を横断した包括的な支援が必要です。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、様々な主体が連携して、課題を抱える人を支える体制を構築します。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 町全体の支えあいの仕組みについて理解します。
- 地域で活動する様々な福祉分野の組織や団体について理解します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- 専門職や関係機関と関わる機会をつくり、情報の共有を進めます。
- ★小地域協議会等の機会を活用し、行政や社協、福祉サービス事業所等との意見交換や情報共有を行います。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- ★一つの事業所では対応できないような困難ケースを解決できるよう、様々な関係機関との連携体制を強化します。
- 福祉サービス事業所同士で連携し、課題の事例やその対処方法についての情報共有や、職員のスキルアップを図ります。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- ★一つの機関では対応できないような困難ケースを解決できるよう、様々な関係機関による包括的な支援体制を強化します。
- ★「せいかつ☆ふくし相談窓口」で、住民の困りごとを分野にとらわれず受け止め、関係機関と連携しながら、解決を図ります。
- ★小地域協議会の開催を支援し、地域の多様な主体が互いに関係性を構築し、情報共有や支えあいを進める体制を整備します。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・要援護者見守りネットワーク事業の推進
- ・福祉サービス提供に関わる関係機関等との連携強化
- ・役場関係機関、専門機関との連携体制の構築
- ・社会福祉法人情報交換会の組織化

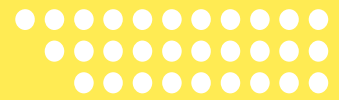


行政が
取り組むこと

- ★一つの機関では対応できないような困難ケースを解決できるよう、様々な関係機関による重層的な支援体制の構築に努めます。
- ★小地域協議会の開催を支援し、地域の多様な主体が互いに関係性を構築し、情報共有や支えあいを進める体制整備を進めます。

町の
主な事業・活動

- ・多機関協働による包括的支援体制構築事業
- ・在宅医療・介護連携事業
- ・地域ケア会議・ケア推進会議
- ・県自立支援事業との連携
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・地域自立支援協議会
- ・生活支援体制整備事業



チ 多様な地域資源との連携による福祉サービスの向上

(1) 取り組みの方向性

地域で住民が抱える課題が複雑化・多様化していく中で、住民のニーズに柔軟に対応して福祉サービスを提供していくためには、福祉分野以外にも、まちづくりに携わる様々な主体の協力を得ることが重要です。

町内の商店や企業、まちづくり団体など、福祉分野以外の様々な地域資源との連携体制を強化し、福祉サービスの向上や、新たな福祉サービスの創出を図ります。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 自身のスキルや趣味等を活かし、地域活動やボランティア活動に参加します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- それぞれのスキルや立場を活かし、地域での支えあいや、地域活動に協力できることを考えます。
- 町内の商店や企業等は、自身が行う事業や活動の延長で福祉サービスに協力できることを考えます。
- 地域活動や行事を行う際には、地域住民をはじめ、町内の様々な職種の人や、商店・企業等に対し、参加や協力を求めます。
- 高齢者や障がい者が自分でできることを活かし、地域で活躍できる場を創出します。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- 町内の商店や企業等とも関わり、新たな福祉サービスを創出するきっかけづくりを進めます。
- 一つの事業所では対応できないような困難ケースを解決できるよう、福祉分野以外にも多様な地域資源との連携体制を強化します。



社会福祉協議会が
取り組むこと

- ★多分野にまたがる課題や、制度の狭間の課題を解決できるよう、福祉分野以外にも様々な関係機関も含めた重層的な支援体制を強化します。
- 小地域協議会や、関係機関による情報共有の場等において、福祉以外の分野の人が参加できる機会を設け、多分野の視点から地域福祉の推進を図ります。
- 地域活動や行事を支援し、地域住民をはじめ、町内の様々な職種の人や、商店・企業等に対し、参加や協力を呼びかけます。
- 福祉分野以外に携わる人や事業者でも、福祉活動や福祉サービスに協力したいことがある場合、その相談に応じます。

社会福祉協議会の
主な事業・活動

- ・臨時食料品等給付事業（フードバンク）
- ・生活支援の担い手の育成やサービスの開発（ボランティアセンターとの協働）

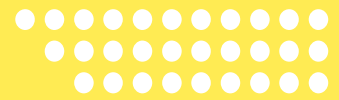


行政が
取り組むこと

- ★多分野にまたがる課題や、制度の狭間の課題を解決できるよう、福祉分野以外にも様々な関係機関を含めた重層的な支援体制整備を進めます。
- 町内の商店や企業等、多分野との連携により、高齢者や、障がい者等に対する多様な就労の場づくりを推進します。

町の
主な事業・活動

- ・生活支援体制整備事業



地域を中心とした 支えあう仕組みづくり

重点プロジェクトは、3つの基本目標に共通する考え方であるとともに、3つの基本目標それぞれに基づく取り組みを有機的に連動させ、より効果的な地域福祉の推進を図ることを目的とし、設定しています。

「第2期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、大刀洗町における「包括的な支援体制」を整備することを重点プロジェクトとし、取り組みを推進します。

(1) 取り組みの方向性

住民誰もが住み慣れた地域で適切な福祉サービスを受けることができ、自分らしく暮らすことができるようにするためには、公助による福祉サービスの提供だけでなく、互助や共助により、地域住民が自ら課題解決に向けて取り組むことができる仕組みをつくることが重要です。

住民をはじめとした、地域内の様々な主体が支えあいに参画し、誰ひとり取り残さず支えあいの恩恵を受けることができる地域社会の実現を目指します。

(2) 具体的な取り組み



自分や家族が
取り組むこと

- 隣近所や地域の人と日常的に関係を築き、自分ができる範囲で協力します。
- 地域で課題を抱えている人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口等に連絡し、支援へとつなぎます。
- 地域活動や地域での支えあいに積極的に参加します。



地域の組織や
団体が
取り組むこと

- ★地域の課題を住民自らが解決に向けて動くことができる体制を強化します。
- 地域活動の活性化や、居場所の創出を図り、住民が気軽に地域活動に参加できる環境をつくります。



福祉サービス
事業所が
取り組むこと

- ★分野に関わらず、地域の様々な課題を受け止め、サービスの提供に努めます。
- ★複雑化・複合化した課題を解決するため、多機関と連携し、地域生活課題を解決することができるよう努めます。



社会福祉
協議会が
取り組むこと

- ★分野に関わらず、地域の様々な課題を受け止め、支援へとつなぎます。
- ★複雑化・複合化した課題を解決するため、多機関と連携し、課題を解決することができる体制を整備します。
- ★地域住民による福祉活動や、地域の課題を住民自ら解決するための活動を支援し、支えあいの地域づくりを進めます。



行政が
取り組むこと

- 住民主体の地域づくり活動や福祉活動に対し、活動の場の提供や、活動の充実に向けた支援等を行います。
- ★庁内の関係各課や、多分野の関係機関との連携を強化し、様々な地域生活課題を解決できる体制整備を進めます。
- ★地域内で、様々な分野の担い手が出会い、情報共有や新たなサービスの創出を図ることができる機会の充実を進めます。

第5章

町・社会福祉協議会が 取り組む主な事業・活動

基本目標 1

住民のつながりによる地域づくり

基本目標 2

困っている人に寄りそう環境づくり

基本目標 3

連携した支援ができる体制づくり

- 第5章では、地域福祉の推進に向け、町・社会福祉協議会が取り組む事業や活動の具体的な内容を基本目標ごとに記載しています。
- 表中の☐～☐の記号は、各事業・活動に対応する「取り組み（第4章参考）」を示しています。



基本目標1

住民のつながりによる地域づくり

1 町の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、行政は下記の事業・活動に取り組みます。

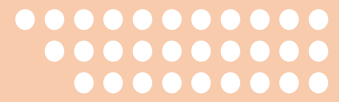
事業・活動名	事業・活動内容
生活支援体制整備事業	<p>町と、社協の生活支援コーディネーターとが連携し、多様な生活支援サービスの提供主体等の参画による、定期的な情報共有及び資源開発等を行う中で、身近な助けあいの重要性を啓発します。</p> <p><input type="checkbox"/> 身近な助けあいやコミュニケーションの促進</p>
避難行動要支援者支援の推進	<p>高齢者や障がい者等、災害時の避難行動に支援を必要とする方の名簿を整備し、地域の民生委員・児童委員等と連携し、要支援者全員の「個別支援計画」が策定されるよう、自主防災組織による支援体制の整備を推進します。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害から命を守るための支えあいの促進</p>
福祉避難所の確保	<p>サービス事業所等と連携して福祉避難所の施設数・定員数の更なる確保を目指します。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害から命を守るための支えあいの促進</p>
ホームページ・広報紙での情報掲載	<p>ホームページや広報紙等を活用し、福祉行事や各種イベント、勉強会・講演会、福祉サービス等の情報について住民への発信や、情報共有を進めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域活動や行事の活性化</p> <p><input type="checkbox"/> 多様な主体による情報交換や共有</p>
高齢者の居場所づくり	<p>住民主体で行う分館体操、通いの場、認知症カフェ等高齢者の居場所づくりに関する支援の充実を図ります。</p> <p><input type="checkbox"/> 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実</p>

事業・活動名	事業・活動内容
地域子育て支援拠点事業	<p>子育て支援センターちゃおで、親子が安心して楽しく遊べる場所の提供や、様々なイベントの実施、子育てに関する相談や情報の提供等を行います。</p> <p>☒ 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実</p>
ボランティア活動への支援	<p>社協が行うボランティア事業を支援するとともに、ボランティア団体に対して、ぬくもりの館等を開放します。</p> <p>☑ ボランティア活動の活性化</p>
ミニデイ講話の実施	<p>各行政区のミニデイの機会を活用し、地域包括支援センター等の町職員が「消費生活トラブル相談」「在宅医療看取り」や「認知症」等について、医師会等と連携して講話を実施します。</p> <p>☑ 地域生活課題を学ぶ場の充実</p>

2 社会福祉協議会の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
要援護者見守りネットワーク事業の推進	<p>要援護者に対する小地域での見守りネットワークを構築するため、行政区単位で小地域協議会を支援しながら、地域全体の福祉課題に対応できるよう、住民相互の助けあいや情報共有の仕組みづくりを支援します。</p> <p>■災害時の見守り 災害発生時に支援が必要な人たちの把握に努めるとともに、緊急医療情報キット「いのちのバトン」の取り組みを進めます。 また、小地域協議会等で災害時の避難体制について検討を行う地域に対し、助言や支援等を行います。</p> <p>☒ 身近な助けあいやコミュニケーションの促進 ☒ 災害から命を守るための支えあいの促進 ☒ 地域活動や行事の活性化 ☒ 多様な主体による情報交換や共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者見守りネットワーク協議会 ・各行政区の小地域協議会 ・地域包括支援センター ・福祉課 ・三井消防署



事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
地域福祉講座の開催	<p>誰もが自分らしく安心して暮らせる町になるよう、様々な福祉の観点からテーマを選び、地域の皆さんと一緒に学ぶための地域福祉講座を開催します。</p> <p><input type="checkbox"/> 身近な助けあいやコミュニケーションの促進</p> <p><input type="checkbox"/> 地域生活課題を学ぶ場の充実</p>	
災害ボランティア講座の開催	<p>災害時における地域での支えあいの必要性を理解する機会として災害ボランティア講座を開催します。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害から命を守るための支えあいの促進</p>	
災害ボランティアセンターの設置体制整備	<p>災害ボランティアセンター立ち上げのシミュレーション研修等へ積極的に参加するとともに、センターの設置に向けた訓練を行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害から命を守るための支えあいの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両筑地区社協連絡会
近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進	<p><input checked="" type="checkbox"/> 両筑社協連絡会災害時相互支援協定 両筑地区社協による災害時における連携体制の強化を進めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> みい青年会議所との災害時相互協力協定 災害時の連携強化のため、平常時の情報交換等を進めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害から命を守るための支えあいの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両筑地区社協連絡会 ・みい青年会議所
広報・啓発活動の充実	<p>「社協だより」や社協のホームページ等を活用しながら、地域や行政区で行われている活動や行事について紹介します。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域活動や行事の活性化</p>	
ミニデイサービス事業	<p>行政区単位で開催する高齢者を対象としたミニデイサービス事業の活動を支援します。</p> <p><input type="checkbox"/> 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各区ミニデイサービス
福祉バス運行事業	<p>単位老人クラブの研修送迎を中心に、ミニデイサービス事業、地域活動や福祉活動における外出を支援するため、福祉バスを運行します。</p> <p><input type="checkbox"/> 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実</p>	

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
<p>サロン・サークル活動への協力・支援</p>	<p>高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりや、健康づくり等を進めるため、以下のようなサロンやサークル活動に協力し、活動を支援します。</p> <p>■支援を行っているサロン・サークル等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の料理教室 ・折り紙サロン ・健康マーじゃんサークル ・初心者向けマーじゃん教室 <hr/> <p>☒ 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実</p>	<p>・ 保育園</p> <p>・ 左記の当事者団体</p>
<p>保育園の福祉事業への支援</p>	<p>保育園の行事等に地域の高齢者を招き、もしくは園児が福祉施設に訪問し、世代間交流を行う活動を支援します。</p> <hr/> <p>☒ 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実</p>	
<p>当事者組織への支援</p>	<p>同じ状況におかれた当事者同士で構成される当事者組織に対し、活動の支援を行います。</p> <p>■支援を行っている当事者団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○とまり木の会（家族介護者の会） ○語ろう会（障がい者当事者及び家族の会） ○ぽけっと（障がい児・者親の会） ○精神障がい者家族会 <hr/> <p>☒ 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実</p>	
<p>福祉団体の活動支援</p>	<p>町内で活動する福祉団体に対し、各団体の自主性を尊重しつつ、運営の補助や事務支援等を行います。</p> <p>■老人クラブ</p> <p>老人クラブ連合会の運営を支援するとともに、交流や親睦を深める場や機会の充実を進め、活動を支援します。</p> <p>■身体障がい者福祉協会</p> <p>身体障がい者福祉協会の運営を支援するとともに、交流や親睦を深める場や機会の充実を進め、活動を支援します。</p> <p>■母子寡婦福祉会</p> <p>母子寡婦福祉会の運営を支援し、交流や親睦を深める機会の充実を進め、活動を支援します。</p> <hr/> <p>☒ 誰もが気軽に交流できる機会や場所の充実</p>	



事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
<p>ボランティアセンターの運営</p>	<p>■ボランティア活動に関する広報・啓発 社協のホームページを活用した広報活動や、ボランティア情報誌「ちょぼら」の発行を通して、ボランティア活動に関する情報を広く住民に発信し、ボランティア活動についての啓発活動を進めます。</p> <p>■ボランティア相談・登録斡旋 ボランティア活動希望者の登録を受け付けるとともに、活動者と募集者との間のマッチングを支援します。</p> <p>また、活動者が安心してボランティア活動を行うことができるよう、ボランティア活動保険の説明や加入・支払いの手続きを行います。</p> <p>■ボランティア入門・養成講座の開催 各種入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会を提供します。</p> <p>■ボランティア団体の育成・活動支援 ボランティア団体を育成し、活動を支援していくため、以下のような取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体のための活動室等、活動の場の確保及び利用促進 ○ボランティア活動支援機材の提供（印刷機、コピー機、大型プリンター、パソコン等） ○助成制度に関する情報収集、情報提供、助成申請の支援 ○ミニデイサービス事業や小中学校での講師等、ボランティアが協力し活躍できる機会のコーディネート <p>■ボランティア連絡協議会との連携 ボランティア連絡協議会に参加し、情報交換や意見交換を行いながら連携を深め、研修会等（「ほっこり井戸端サロン」等）の開催を支援します。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> ボランティア活動の活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・編集ボランティアスマイル ・ボランティア連絡協議会加入団体 ・ボランティア連絡協議会
<p>共同募金・歳末たすけあい運動への協力</p>	<p>赤い羽根共同募金に対する住民の理解を深めながら、戸別募金、事業所募金の協力推進を図ります。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> ボランティア活動の活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県共同募金会大刀洗町支会

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
災害に対する義援金募金活動	<p>住民の理解や協力を仰ぎながら、災害被災地に対する義援金募金を推進します。</p> <p>☑ ボランティア活動の活性化</p>	
子ども見守り隊への支援	<p>登下校中の子どもたちを見守るためのボランティアを募集し、その活動を支援します。</p> <p>☑ ボランティア活動の活性化</p>	
保育園運営事業	<p>保育園運営事業の中で、保護者等を対象に、子育てについて学ぶ機会を提供します。</p> <p>☑ 地域生活課題を学ぶ場の充実</p>	
福祉教育の推進	<p>■福祉教育連絡会の開催 児童生徒の福祉への理解と関心を高め、福祉教育活動の充実を図っていくため、小中学校福祉担当教員との連絡会議を開催します。</p> <p>■福祉協力校の活動支援 福祉協力校として活動を進める小中学校と連携を図りながら、福祉教育や校外活動を支援します。</p> <p>■「ともに生きる」配本・活用 小学3年生を対象に、福祉教育教材「ともに生きる」を配布し、その活用を促します。</p> <p>■小中学校の福祉教育への協力と支援 小中学校で行われている福祉教育の取り組みに対して、体験学習の指導及び講師の紹介、備品の貸出し等を行います。</p> <p>☑ 地域生活課題を学ぶ場の充実</p>	
社会福祉法人情報交換会の組織化	<p>町内の社会福祉法人代表者を集めた会議を実施し、地域で支援を必要とする人や、地域生活課題の事例、その解決策等についての情報共有を行います。</p> <p>☑ 多様な主体による情報交換や共有</p>	<p>・町内社会福祉法人</p>



基本目標2

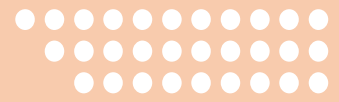
困っている人に寄りそう環境づくり

1 町の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、行政は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容
ホームページ・広報紙での情報掲載	<p>ホームページや広報紙を活用し、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援等、町が行っている支援や福祉サービスに関する情報を発信します。</p> <p>今後はより幅広い対象にみてもらえるよう、発信方法を検討します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスについての情報提供の充実</p>
地域子育て支援拠点事業	<p>子育て支援センターちゃおでは、広場で親子が安心して過ごす際に気軽に相談できる環境づくりや、電話相談を行うなど保護者の気持ちに寄り添った相談支援に努めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 身近な地域で気軽に相談できる環境づくり</p>
地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援事業	<p>社会福祉協議会に委託し、複雑化・複合化した地域生活課題を丸ごと受け止める相談窓口として「せいかつ☆ふくし相談窓口」を設置し、地域共生社会の実現の推進を図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実</p>
地域包括支援センターでの相談支援	<p>高齢者の総合相談窓口として、専門職（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）を配置し、きめ細やかな相談支援を実施します。また、積極的に地域に出向き、相談に応じる訪問型の支援を進めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実</p> <p><input type="checkbox"/> 身近な地域で気軽に相談できる環境づくり</p>
障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業	<p>こぐま福祉会に委託し、専門的な障がい者相談支援等を要する困難事例等への対応を行うとともに、町が実施する一般相談支援に対する専門的な指導、助言等を行います。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実</p>

事業・活動名	事業・活動内容
家庭児童相談事業	<p>子ども課に「子ども支援ワーカー」を配置し、相談支援や家庭訪問等を行い、虐待問題をはじめ子育て家庭に関する相談に対応します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 虐待防止のための支援の強化</p>
教育支援コーディネーター	<p>子ども課に「教育支援コーディネーター」を配置し、発達に心配がある児童や生徒について保護者からの相談を受けるとともに、保育園や小中学校などとの連絡・調整を行い、子どもが安心して学校生活等を送れるように支援します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実</p>
相談窓口での情報提供	<p>福祉課や地域包括支援センターの相談窓口において、住民に対し、各種福祉サービスの案内や関係機関の紹介を実施します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスについての情報提供の充実</p>
意思疎通支援事業	<p>町や県の手話の会に委託し、手話奉仕員の派遣を行います。</p> <p>また、役場等の相談窓口到手話通訳者を設置する他、ホワイトボード等を活用して筆談できる環境を整える等、障がい者に対する情報提供の充実を図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスについての情報提供の充実</p>
地域で相談支援に携わる方への研修	<p>民生委員・児童委員等、地域で相談支援に携わる方の研修を行うとともに、地域の身近な相談相手として、住民に周知します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 身近な地域で気軽に相談できる環境づくり</p>
県主催の虐待防止研修への参加	<p>県主催の虐待防止研修に参加し、虐待問題に対する職員の対応力の向上を図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 虐待防止のための支援の強化</p>
認知症おたすけブック（ケアパス）の活用	<p>認知症の進行状況に応じて利用できるサービスや支援についてまとめた「認知症ケアパス」を、相談窓口でサービス内容を説明する際に活用します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認知症高齢者を支える地域づくり</p>

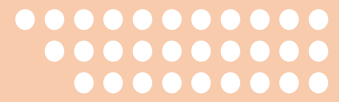


事業・活動名	事業・活動内容
<p>認知症サポーター養成講座</p>	<p>認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症やその家族に対してできる範囲で手助けする応援者である「認知症サポーター」の養成講座を実施します。また、認知症カフェ等、認知症サポーターが活躍できる機会の創出を図ります。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認知症高齢者を支える地域づくり</p>
<p>認知症カフェ運営補助事業</p>	<p>認知症の人やその家族をはじめ、誰もが気軽に集うことができる場として、認知症状の悪化防止や当事者同士の情報交換等を目的とした認知症カフェの運営を支援しています。</p> <p>今後も引き続き、認知症カフェの普及に向けた担い手の確保や、利用者の増加に向けた広報・啓発等に取り組みます。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認知症高齢者を支える地域づくり</p>
<p>認知症 SOS 模擬訓練の実施</p>	<p>認知症の人の行方不明事故の未然防止を図るため、認知症の人への声かけや、発見した時の情報伝達等、実際の場面を想定した模擬訓練を実施します。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認知症高齢者を支える地域づくり</p>
<p>事前登録制度の実施</p>	<p>認知症等によって行方不明になる恐れがある人の情報を事前に登録し、町と小郡警察署で共有することで、行方不明が発生した場合の早期発見、早期保護につなげます。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認知症高齢者を支える地域づくり</p>
<p>人権講演会等の開催</p>	<p>人権週間、同和問題啓発強調月間等に合わせ、人権に関する講演会を開催し、人権問題等に関して住民に啓発します。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 人権についての啓発と権利擁護の推進</p>

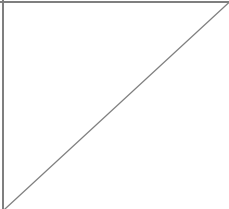
2 社会福祉協議会の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会は下記の事業・活動に取り組みます。

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
要援護者見守りネットワーク事業の推進	<p>要援護者見守りネットワーク協議会の幹事会や全体会の中で、また、各行政区での小地域協議会に参加し、福祉サービスに関する情報を提供します。</p> <p>認知症の人を支える体制づくりや行方不明事故防止のための取り組みを支援します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスについての情報提供の充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認知症高齢者を支える地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者見守りネットワーク協議会 ・各行政区の小地域協議会 ・地域包括支援センター ・福祉課 ・三井消防署
地域福祉講座の開催	<p>様々な福祉のテーマから、福祉課題等について学ぶ地域福祉講座を開催する中で、虐待防止や人権について学ぶことができる機会を設けます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 虐待防止のための支援の強化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 人権についての啓発と権利擁護の推進</p>	/
広報・啓発活動の充実	<p>■「社協だより」の発行</p> <p>社協の事業・活動とともに、福祉活動や福祉サービスの情報や、地域における福祉問題や福祉活動等の情報を広く掲載します。</p> <p>また、多くの住民に読んでもらえるような紙面づくりや、高齢者や障がいのある人等に配慮した文字や文章等の工夫に努めます。</p> <p>■「声の広報」録音CDの配布</p> <p>朗読ボランティアが録音した「広報たちあらい」のCDを町内在住の視覚障がい者の方へ配布するとともに、町立図書館でも聞くことができるよう寄贈します。</p> <p>■点訳ボランティア「凸凹の会」支援</p> <p>視覚障がい者の方へ、必要な情報や書籍等の点訳を提供する点訳ボランティア「凸凹の会」の活動を支援します。</p> <p>■ホームページ・フェイスブックでの情報提供</p> <p>ホームページの随時更新を行い、社協の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉サービスの情報についても、最新の情報を掲載していきます。また、高齢者や障がいのある人等に配慮したページの工夫に努めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスについての情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ナレーションサークル風 ・点訳ボランティア「凸凹の会」



事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
保育園運営事業	<p>保育園運営事業の中で、保護者等を対象に、子育てについて学ぶ機会を提供し、その中で、児童虐待や虐待防止について取り上げます。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 虐待防止のための支援の強化</p>	<p>・民生委員・児童委員 ・弁護士会</p>
各種相談事業	<p>下記の各種相談事業を実施するとともに、各種相談事業が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉課題の解決につなげていく訪問型の支援を進めます。</p> <p>■せいかつ☆ふくし相談窓口 高齢者福祉、障がい福祉、生活困窮等をはじめとした、日常生活に関する悩みや困りごと全般を受け止め、適切なサービスや相談窓口の紹介、解決に向けたお手伝いをを行います。</p> <p>■心配ごと相談 日常生活の中での様々な困りごとや悩み等を抱えた相談者に対し、問題の解消・解決に向けて助言や支援、関連機関・専門機関へのつなぎを行います。</p> <p>■無料法律相談 法律や制度に関する専門的な相談に対し、弁護士による助言及び情報提供等により問題解決を行います。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスについての情報提供の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 身近な地域で気軽に相談できる環境づくり</p>	
障がい者相談支援事業	<p>心身に障がいのある人やその家族からの相談に応じて、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、問題の解消・解決に向けて助言や支援を行います。</p> <p>また、障がい者相談支援事業が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉課題の解決につなげていく訪問型の支援を進めます。</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスについての情報提供の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 身近な地域で気軽に相談できる環境づくり</p>	

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
生活福祉資金貸付事業	<p>生活福祉資金貸付事業の利用手続きだけではなく、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、訪問による相談も行います。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県社会福祉協議会 自立相談支援事務所
日常生活自立支援事業	<p>日常生活自立支援事業の利用契約時や利用時だけではなく、日頃からきめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、訪問による相談も行います。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談を包括的に受け止める体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県社会福祉協議会
認知症高齢者等 SOS ネットワークへの協力	<p>認知症高齢者等 SOS ネットワークにおける取り組みに協力します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 認知症高齢者を支える地域づくり</p>	



基本目標3

連携した支援ができる体制づくり

1 町の事業・活動

大刀洗町の地域福祉の推進に向け、行政は下記の事業・活動に取り組みます。

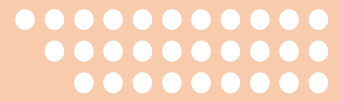
事業・活動名	事業・活動内容
生活支援体制整備事業	<p>町と、社協の生活支援コーディネーターとが連携し、多様な生活支援サービスの提供主体等の参画による、定期的な情報共有及び資源開発等に努めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 多様な地域資源との連携による福祉サービスの向上</p>
多機関協働による包括的支援体制構築事業	<p>相談窓口等で、住民の困りごとを受け止め、関係課や関係機関との連携を強化し、地域生活課題の解決に向けて分野横断的に対応できる支援体制の構築に努めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>
在宅医療・介護連携事業	<p>小郡三井医師会に委託し、医療関係者と福祉関係者が情報共有等を行い、医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、多職種の視点により複雑な課題の解決やサービスの充実を図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>
地域ケア会議・ケア推進会議	<p>地域における高齢者個人に対する支援をより充実させるため、地域ケア会議・ケア推進会議を通して、課題解決に向けた協議や介護支援専門員の資質向上、地域とのネットワーク構築を推進します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>
地域自立支援協議会	<p>障がい者（児）の自立を促進するため、地域の保健、福祉、医療等の関係機関が連携し、相談支援体制の充実や、福祉サービスの適切な提供を図るとともに、障がい者福祉に係る総合的な連絡調整を行います。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>

事業・活動名	事業・活動内容
障害福祉計画・障害児福祉計画の策定	<p>障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の確保と、障がい者の地域移行の推進を図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p>
県自立支援事業との連携	<p>県が委託した自立支援事業所と連携し、生活困窮者に対する支援を実施します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>
要保護児童対策地域協議会	<p>要保護児童の早期発見・早期対応のため、関係機関が連携して要保護児童に対する実態把握・相談支援を図り、適切な福祉サービスの提供に努めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>
要援護者見守りネットワーク事業	<p>各行政区の区長と民生委員・児童委員を中心に、独居高齢者世帯等の情報を共有し、災害時にも声かけや避難誘導を支援します。担い手不足により、民生委員・児童委員等の負担が増えていることから担い手の更なる確保と育成を図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉に携わる人材の確保・育成</p>

2 社会福祉協議会の事業・活動

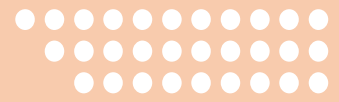
大刀洗町の地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会は下記の事業・活動に取り組めます。

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
要援護者見守りネットワーク事業の推進	<p>要援護者に対する小地域での見守りネットワークを構築するため、専門機関や地域内の様々な組織・団体と新たなネットワークの構築と連携強化を進めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者見守りネットワーク協議会 各行政区の小地域協議会 地域包括支援センター 福祉課 三井消防署
保育園運営事業	<p>大堰保育園と本郷保育園を運営するとともに、保育園職員研修会を実施し、保育園運営連絡会、定例園長会を開催します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p>	



事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
社会福祉法人情報交換会の組織化	<p>町内の社会福祉法人代表者を集めた会議を実施し、地域生活課題の解決に向けた連携体制の強化を図ります。</p> <p>☑ 関係機関との連携体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内社会福祉法人
生活福祉資金貸付事業	<p>福岡県社協が実施している貸付制度の窓口業務を行い、低所得世帯や障がいのある人の世帯、失業等によって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、当世帯の生活の自立を支援していく生活福祉資金貸付事業を実施します。</p> <p>☑ 福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・自立相談支援事務所
日常生活自立支援事業	<p>認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施します。</p> <p>☑ 福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県社会福祉協議会
居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■身体障がい者・知的障がい者・児童へのホームヘルプ事業 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業（ホームヘルパー派遣）を実施します。 ■生活管理指導員派遣事業 ひとり暮らし高齢者で生活習慣を改善し、生活を送れるようホームヘルパーを派遣し、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防する生活管理指導を実施します。 ■福祉有償運送事業 障がい等の理由で公共交通機関をひとりで利用できない人に対し、日常的な外出や余暇活動等のための外出の手助けとして、福祉車両等を使用して有償で行う福祉移送サービスを実施します。 <p>☑ 福祉サービスの充実</p>	

事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
車椅子の貸出	<p>一時的に車椅子が必要な人に対し、車椅子の無料貸し出しを行います。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p>	
病後児保育事業	<p>生後3か月から小学校6年生までの病気の回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育を実施します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p>	
一般相談・特定相談・障害児相談事業	<p>障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援等）、特定相談支援事業（計画相談支援等）、及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業を実施します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p>	
ふくおかライフレスキュー事業	<p>生活困窮等に陥っていても既存制度では解決できずに困っている人に対して、公的なサービスへつなぐとともに、生活必需品の給付、食事の提供等を行います。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p>	
苦情相談窓口の充実	<p>社協が提供するサービスへの苦情に対し、相談窓口を設置し、苦情相談受付担当者と解決責任者を配置するとともに、第三者委員会において公平な立場での苦情解決と調整を行います。また、住民から苦情相談に対しては、苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて、福岡県運営適正化委員会につなぐなど、その解決に向けて適切に対応します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県運営適正化委員会
生活支援の担い手の育成やサービスの開発（ボランティアセンターとの協働）	<p>地域で支援を必要とする高齢者に対し、身近な地域で生活支援を行う担い手の育成を図るとともに、多様な主体と協働しながら、新たな生活支援サービスの開発を進めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉に携わる人材の確保・育成</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 多様な地域資源との連携による福祉サービスの向上</p>	



事業・活動名	事業・活動内容	主な協力・助成団体
住民向け生活支援に関する研修会の実施	<p>地域で支援を必要とする高齢者に対し、身近な地域で生活支援を行う担い手の育成を図るため、住民に対する研修会を行います。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉に携わる人材の確保・育成</p>	
福祉協力員研修会の開催	<p>福祉協力員の福祉に関する意識向上や地域における福祉活動に関する理解を深めるための研修会を開催することで、福祉協力員が身近な相談相手となるよう能力向上を図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉に携わる人材の確保・育成</p>	
小地域協議会への福祉教育の強化	<p>小地域協議会の機会を活用し、参加者に対して福祉教育を行うことで、参加者の福祉に対する意識向上や、スキルアップを図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉に携わる人材の確保・育成</p>	
町内福祉施設従事者向けの研修の開催	<p>町内の福祉施設従事者に対して、スキルアップのための研修を行い、多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成を図ります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 福祉に携わる人材の確保・育成</p>	
福祉サービス提供に関わる関係機関等との連携強化	<p>福祉に関する関係機関等と協議会や連絡会等を活用しながら連携を図り、情報交換や情報の共有を進めることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域包括支援センター • 子育て支援センター • 地域自立支援協議会 • れいんぼー会
役場関係機関、専門機関との連携体制の構築	<p>相談窓口で受け止めた課題に対して、早急かつ適切に解決できるよう、町役場の関係各課や、関係機関との連携体制を構築します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との連携体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政の関係機関 • 町内の社会福祉法人等
臨時食料品等給付事業（フードバンク）	<p>生活や家庭環境、就業状況などの理由で食料の確保が困難な方を対象に、食料品等を寄付し、一時的な生活援助を行います。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 多様な地域資源との連携による福祉サービスの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 町内商店等

第6章

計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制と進行管理



第6章
第1節

計画の推進体制と進行管理

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主体となるのは地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助けあえる地域社会を実現させていくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、地域やそこに住む住民との協働が重要となります。また、地域には多様な地域生活課題が潜在しており、それらの課題を解決していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者等も地域福祉を推進する上で重要な担い手となります。

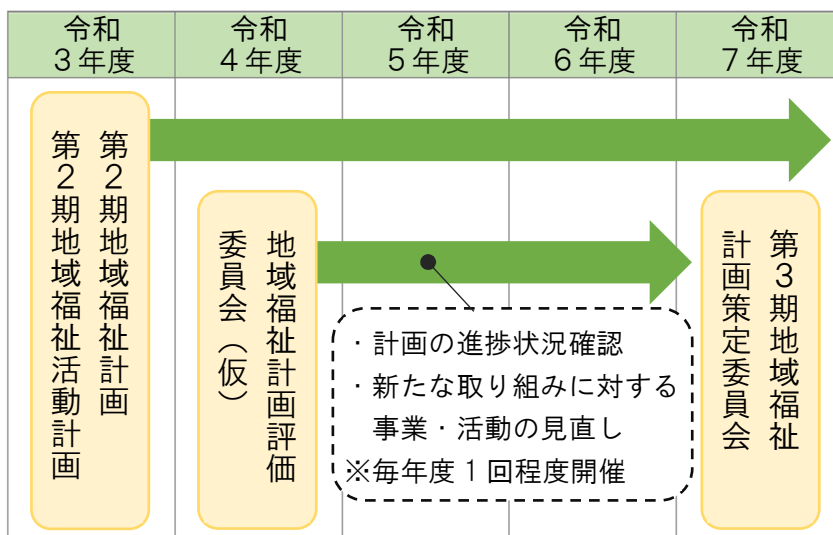
この計画を推進していくにあたっては、地域福祉に対する理解を深め、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

2 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者等により構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、必要に応じて、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

また、行政・社会福祉協議会は、計画に示された取り組みについて、上記の協議体において毎年評価・検証を行い、事業・活動の見直しや、取り組みのより効果的な推進に役立てます。加えて、本計画は各福祉分野の個別計画の上位計画に位置することから、個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら、進行管理を行います。

■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理イメージ



資料編



1 大刀洗町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大刀洗町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、広く住民等の意見を反映させるため、大刀洗町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、10名から15名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 区長会
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 福祉施設関係者
- (5) ボランティア団体
- (6) 関係行政職員
- (7) 社会福祉協議会理事
- (8) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
- 4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(令和2年6月18日要綱第25号)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大刀洗町が策定する地域福祉計画と一体となって、地域福祉の推進を目的に地域福祉活動計画を策定するため、大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、10名から15名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから大刀洗町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 区長会
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 福祉施設関係者
- (5) ボランティア団体
- (6) 関係行政職員
- (7) 社会福祉協議会理事
- (8) その他会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定が終了した時までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、本会事務局に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

2 この要綱施行日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、本会会長が招集する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。



3 大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

職	氏名	所属団体名
	佐田 敏彦	区長会
委員長	松永 智之	民生委員児童委員協議会
副委員長	平城 俊作	老人クラブ連合会
	花等 順子	女性の会
	福村 千代美	ボランティア連絡協議会
	福岡 信義	PTA
	青木 修一	校区センター
	柳 好	社会福祉協議会
	白根 美穂	障がい者団体
	江上 文幸	福祉施設
	中島 栄一	住民代表
	平田 栄一	福祉課
	村田 まみ	地域振興課
	松元 治美	子ども課
	田代 祐二	地域包括支援センター

4 計画策定の経過

	実施日	実施事項	会議内容
令和2年	3月～	町民アンケート調査の実施	
	9月～10月	関係団体アンケート調査の実施	
	9月15日	第1回大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	計画の策定について
	11月18日	第2回大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	アンケート結果報告書について
	11月25日～11月26日	関係団体インタビュー調査の実施	
	12月23日	第3回大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	計画骨子案について
令和3年	2月4日	第4回大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	計画素案について
	2月19日～3月4日	パブリックコメントの実施	



5 町の事業・活動一覧

第5章に記載されている「町の事業・活動」と各取り組みとの対応について、一覧として整理したものです。

	基本目標1 住民のつながりによる 地域づくり						基本目標2 困っている人に 寄りそう環境づくり						基本目標3 連携した 支障ができる体制づくり				
	1 身近な地域での支えあいの充実		2 地域での参加機会の充実		3 地域での情報共有の充実		1 相談支援の充実			2 安心・安全を確保する支援の充実			1 地域での福祉サービスの実現		2 多様な機関との連携体制の構築		
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ
生活支援体制整備事業	●														●		●
避難行動要支援者支援の推進		●															
福祉避難所の確保		●															
ホームページ・広報誌での情報掲載			●														
高齢者の居場所づくり				●													
地域子育て支援拠点事業				●					●								
ボランティア活動への支援					●												
ミニデイ講話の実施																	
地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援事業																	
地域包括支援センターでの相談支援							●										
障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業							●										
家庭児童相談事業							●										
教育支援コーディネーター							●										
相談窓口での情報提供								●									
意思疎通支援事業								●									
地域で相談支援に携わる方への研修																	



6 社会福祉協議会の事業・活動一覧

第5章に記載されている「社会福祉協議会の事業・活動」と各取り組みとの対応について、一覧として整理したものです。

	基本目標1 住民のつながりによる地域づくり				基本目標2 困っている人に寄りそう環境づくり				基本目標3 連携した支援ができる体制づくり								
	1 身近な地域での支えあいの充実		2 地域での参加機会の充実		3 地域での情報共有の充実		1 相談支援の充実		2 安心・安全を確保する支援の充実		1 地域での福祉サービスの充実		2 多様な機関との連携体制の強化				
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ
	二ヶ1な助け合いやコミュニケーションの促進	災害から命を守るための支えあいの促進	地域活動や行事の活性化	機会や場所の充実できる	ボランティア活動の活性化	地域生活課題を学ぶ場の充実	多様な主体による情報交換	相談を包括的に受け止める体制の充実	情報提供の充実	できる身近な地域で気軽に相談できる環境づくり	強化防止のための支援	認知症高齢者を支える地域づくり	人権の推進と啓発と権利擁護の推進	福祉サービスの充実	育成に携わる人材の確保	強化機関との連携体制	多様な地域資源との連携によるサービスの向上
要援護者見守りネットワーク事業の推進	●	●	●			●		●							●		
地域福祉講座の開催	●						●										
災害ボランティア講座の開催	●																
災害ボランティアセンターの設置体制整備	●																
近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進	●																
広報・啓発活動の充実			●						●								
ミニデイサービス事業				●													
福祉バス運行事業				●													
サロン・サークル活動への協力・支援				●													
保育園の福祉事業への支援				●													
当事者組織への支援				●													
福祉団体の活動支援				●													
ボランティアセンターの運営										●							
共同募金・歳末たすけあい運動への協力										●							
災害に対する義援金募金活動										●							
子ども見守り隊への支援										●							
保育園運営事業																	●



7 用語解説

【あ行】

●運営適正化委員会

社会福祉法第 83 条に基づき、県社会福祉協議会に設置された公平・中立な第三者機関で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するための助言・勧告を行うほか、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくは斡旋または福岡県知事への通知を行う。

【か行】

●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張等を背景に、介護の社会化を目的として平成 12 年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は福岡県介護保険広域連合であり、65 歳以上の人を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者という。

●介護老人福祉施設

介護保険法に基づく、65 歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

●介護老人保健施設

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

●核家族

夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯、父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯を指す言葉。

●学童保育所

労働等の事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設。

●共同生活援助

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行うサービス。

●居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、様々な介護サービスの連絡・調整等を行うサービス。

●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●ケアマネージャー

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。

●合理的配慮

「障害者差別解消法」において示された考え方で、障がいのある人から、役所や事業者に対して、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること、または対応に努めること。

●高齢者相互支援活動員

支援を必要とする高齢者の家庭を定期的に訪問し、安否確認、家事支援、対話、福祉サービスの情報提供等の実践活動を行う高齢者相互支援活動を担う老人クラブに所属する活動員。高齢者相互支援活動は、福岡県老人クラブ連合会が推進している「福岡県高齢者ネットワーク推進事業（愛の一声・友愛訪問事業）」の中で位置づけられている。

●子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

【さ行】

●災害時要援護者支援台帳（避難行動要支援者名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村に義務付けることが規定された。災害時には、登録者の円滑かつ迅速な避難を行うために活用される。



●災害ボランティアセンター
主に災害発生時、他地域からのボランティアと被災者の調整等、ボランティア活動を効率よく進めるための組織。
●サロン
外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族等、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。
●自主防災組織
住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食等の防災活動を行う団体（組織）のこと。
●施設入所支援
障害者総合支援法に基づく、施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービス。
●児童委員
地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
●児童相談所
18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設等への入所措置等の機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。
●児童扶養手当
父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。
●児童養護施設
児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、保護者がいない、いても育児能力がない、虐待等の理由によって適切な養育を受けることが困難な1歳～18歳未満の児童を入所させて養育する施設。
●社会福祉事業法
昭和26年(1951年)に制定されたわが国の社会福祉について規定した法律。平成12年(2000年)、社会福祉法に改名された。

<p>●社会福祉法</p> <p>わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。</p>
<p>●社会福祉法人</p> <p>社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。</p>
<p>●就労継続支援（B型）</p> <p>障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。</p>
<p>●主任児童委員</p> <p>地域における子育て支援をさらに推進するため、民生委員・児童委員のうち、子どもたちの見守りや、子育て・妊娠等に関する相談支援等、児童に関することを専門的に行う児童委員。</p>
<p>●手話奉仕員</p> <p>市町村ごとに登録される、手話通訳を行うボランティア。市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した者が、市町村の手話奉仕員として登録される。</p>
<p>●障害児入所施設</p> <p>障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。</p>
<p>●障害者総合支援法</p> <p>障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等）にかかわらず、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供することを定めた法律で、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、「障害者」の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が実施されている。</p>
<p>●小規模多機能型居宅介護</p> <p>通いによるサービスを中心としながら、利用者の希望などに応じ、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行うサービス。</p>



<p>●小地域協議会</p> <p>要援護者見守りネットワークの活動を進めるために行政区単位に設置され、区長、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、福祉協力員等から構成される。小地域協議会のメンバーが日々の見守りの中で気づいた地域の様子を共有するとともに、見守りの対象となる人が安心して暮らせるように、対象者に変化や困りごとがあれば、見守り体制を整え、さらに、必要に応じて専門機関へつなぐこともある。</p>
<p>●自立支援医療（精神通院医療）</p> <p>公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。</p>
<p>●身体障害者手帳</p> <p>身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。</p>
<p>●生活介護</p> <p>障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。</p>
<p>●生活支援コーディネーター</p> <p>生活支援体制整備事業を進めるにあたり、資源開発、関係者同士のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施する者。</p>
<p>●生活支援体制整備事業</p> <p>地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、地域での支えあいと住民主体のサービスの活性化を図る事業。</p>
<p>●生活福祉資金貸付制度</p> <p>低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額等それぞれの用途に応じて実施されている。</p>
<p>●生活保護</p> <p>資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。</p>
<p>●精神障害者保健福祉手帳</p> <p>精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

●多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

●短期入所

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行うサービス。

●地域ケア会議

介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者等を対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整等を行う会議。

●地域自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制。



●地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3 職種が業務分担することになる。センターはこの 3 職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現を目指すものである。

●通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理等を行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●ニッポン一億総活躍プラン

家庭・職場・地域を始めとしたあらゆる場で、性別や年齢、障がいの有無等に関わらず誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向け、平成 28 年に閣議決定されたプラン。

●乳児院

何らかの理由で保護者との生活が困難な乳児や幼児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした、児童福祉法に基づく入所施設。

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症に区別される。

●認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症高齢者等が行方不明になった際、地域の関係機関（市町村・警察・消防等）・団体・住民等が連携協力し、行方不明者の早期発見・保護をするためのネットワーク。

●認知症サポーター養成講座

認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）の育成を目的とし、講師であるキャラバン・メイトと町が協働で行う講座で、地域や職場・学校等で認知症の基礎知識について学ぶことができる。

●認知症対応型共同生活介護

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を行うサービス。

【は行】

●ハザードマップ
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
●病後児保育センター
病気の回復期にある子ども（生後3か月～小学校6年生）について、昼間、家庭での保育が困難な場合に、看護師や保育士のいる保育室で一時的に預かる病後児保育を実施する施設で、「こどもハウスすこやか」の愛称で呼ばれている。
●福祉協力員
要援護者見守りネットワークでの見守り活動のメンバーとして活躍し、区長の推薦により選出され、社会福祉協議会会長が委嘱する。普段の生活の中でのさりげない見守りや声かけ等、地域の実情に応じた福祉活動に協力してもらうとともに、行政区単位で開催されているミニデイサービスでも活躍している。
●福祉有償運送
NPO 法人や社会福祉法人等が、会員登録をした介護保険の要介護・要支援認定を受けている人や身体に障がいのある人等、単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、余暇等を目的に有償で行う自家用自動車による移送サービス。
●放課後等デイサービス
児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービス。
●訪問介護
介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。
●訪問看護
介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。
●ボランティア
個人の自発的な意思により、福祉等の事業活動に参加し、社会貢献をする行為もしくはその活動者を指す。
●ボランティアセンター
ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動等を行う組織。



【ま行】

●ミニデイサービス

高齢者やボランティアが公民館や校区センター等の身近な場所に集い、レクリエーションや体操、会食等の様々な活動を通して楽しく過ごすとともに、住民が交流を深めることで、地域において顔見知りの関係ができ、助けあえる関係を築くことを目的とした場。行政区単位の開催で、区長・民生委員を中心とした地域の人たちの自主運営に支えられている。地域ごとに人口や高齢化率等が異なるので、会員の年齢や運営方法等も異なっている。

●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等。

【や行】

●有料老人ホーム

老人福祉法で規定される常時1人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設。介護保険の適用の有無、介護サービスの内容に応じて、「介護付き」「住宅型」「健康型」の3つのタイプがある。

●要援助者見守りネットワーク

高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者等、困ったときに支援が必要な人たちが、孤立せず安心した生活を送れるよう、地域全体で互いに気づき、見守り、支えあう関係づくりのための活動。要援助者見守りネットワークの活動により、住民をはじめ、行政や関係機関が連携し、町全体で普段からの顔の見える関係づくりや災害時の見守り体制の充実を目指している。

●要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

●養護老人ホーム

老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【ら行】**●療育手帳**

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

●療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービス。

第2期大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和3年3月発行 発行 大刀洗町・大刀洗町社会福祉協議会

大刀洗町

〒830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地 福祉課

電話 0942-77-2266 FAX 0942-77-3063

Email korei@town.tachiarai.fukuoka.jp

URL <https://www.town.tachiarai.fukuoka.jp/>

大刀洗町社会福祉協議会

〒830-1201 福岡県三井郡大刀洗町富多 819 番地 ぬくもりの館内

電話 0942-77-4877 FAX 0942-77-6220

Email tachi-shakyo@kurume.ktarn.or.jp

URL <http://www.tachi-shakyo.or.jp/>